

第3期小国町子ども・子育て支援事業計画



令和7年3月

山形県小国町

目 次

第 1 章 計画の策定にあたって

第 1 節 計画策定の背景と趣旨	1
第 2 節 基本理念	2
第 3 節 基本目標	2
第 4 節 計画の位置づけ	3
第 5 節 計画期間	3
第 6 節 達成状況の点検及び評価（PDCA）	3

第 2 章 小国町の子育て支援の現状と課題

第 1 節 子どもたちを取り巻く環境の変化	
1 人口等の推移と動向	4
2 第 2 期計画の実施状況	8
3 子ども・子育て支援に関するニーズ調査の結果概要	11
第 2 節 子育て支援の現状と課題	28

第 3 章 親と子のいきいきとした笑顔かがやくまちづくりに向けた施策の推進

第 1 節 教育・保育提供区域の設定	30
第 2 節 教育・保育の量の見込み、提供体制の確保の内容、実施時期	
1 教育・保育の量の見込み	30
2 教育・保育サービスの提供体制の確保	32

第3節 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容、実施時期

1	地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター事業）	33
2	一時預かり事業	33
3	乳児家庭全戸訪問事業	34
4	養育支援訪問事業その他要支援児童、 要保護児童等の支援に資する事業	34
5	ファミリー・サポート・センター事業	35
6	延長保育事業	35
7	病後児保育事業	36
8	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	36
9	妊婦健診事業	38
10	利用者支援事業	39
11	子育て短期支援事業（ショートステイ等）	39
12	実費徴収に係る補足給付を行う事業	39
13	多様な事業者の参入促進事業	39
14	子育て世帯訪問支援事業（家庭支援事業）	40
15	児童育成支援拠点事業（家庭支援事業）	40
16	親子関係形成支援事業（家庭支援事業）	40
17	妊婦等包括相談支援事業	41
18	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	41
19	産後ケア事業	42

第4節 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保

1	教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割と取り組み	43
2	保育士等の資質向上、人材確保に関する対策	43
3	教育・保育施設と小学校との円滑な接続（保小連携）の推進	43

第5節 要保護児童等へのきめ細やかな対応の推進

1	障がい児など特別な支援が必要な子どもに対する施策の充実	44
2	ひとり親家庭等に対する支援の充実	44

＜資料＞

策定の経過	45
計画策定委員等名簿	46

第 1 章 計画の策定にあたって

第 1 節 計画策定の背景と趣旨

近年、我が国において少子化が進行する中、女性の社会進出に伴う共働き家庭の増加や核家族化の進展、地域のつながりの希薄化など、子育て家庭を取り巻く環境の変化により、子育て世帯において子育ての負担や不安、孤独感が高まっています。すべての子どもの健やかな成長を支え、安心して子どもを産み育てることができる環境を整えることは社会全体の重要な課題となっています。

国では、増え続ける児童虐待や未成年者の自殺の増加などの社会問題、こどもの貧困が注目されるなど、こどもの人権を守ることへの社会的な要請が高まってきたこと等を背景に、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくため、令和 4 年 6 月に「こども基本法」を制定し、令和 5 年 4 月の施行と同時に「こども家庭庁」を発足させました。さらに、令和 5 年 12 月 22 日に閣議決定された「こども大綱」は、「こども基本法」に基づき、すべての子どもが権利を保障されながら幸せに暮らし、健やかに成長できるよう、社会全体でこども政策を総合的に推進するため、こども施策の基本方針として示されました。

これまで小国町では、平成 27 年 1 月に「第 1 期小国町子ども・子育て支援事業計画」を、令和 2 年 3 月に「第 2 期小国町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「親と子のいきいきとした笑顔かがやくまち」を基本理念に掲げ、誰もが安心して子どもを生み育てることができる環境整備や子育て支援施策に取り組んできました。令和 6 年度をもって計画期間が終了することから、第 2 期計画を点検・評価するとともに、本町の子育て世代を取り巻く環境の変化や現状、多様化する保育ニーズ等を的確に捉え、本町の実情に応じた子ども・子育て支援施策を推進し、将来を担う子どもたちの健やかな成長を地域社会全体で支える子育て環境を推進するため「第 3 期小国町子ども・子育て支援事業計画」を策定するものです。

第2節 基本理念

基本理念 親と子のいきいきとした笑顔かがやくまち

「子ども・子育て支援制度」では、市町村は子ども・子育て支援の実施主体の役割を担い、地域のニーズを踏まえ、質の高い幼児期の教育・保育及び地域の子育て支援事業を総合的かつ計画的に実施することが求められています。

これまで町では、平成27年度に策定した「小国町子ども・子育て支援事業計画」及び令和2年度に策定した「第2期小国町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、誰もが安心して子どもを産み育てることができる環境整備・施策に取り組んできました。

本計画においても、子育て支援に関する取り組みをさらに充実させ、すべての子どもと親が笑顔で過ごすことができ、安心して子どもを産み育てることができる町を目指して、引き続き「親と子のいきいきとした笑顔かがやくまち」を計画の基本理念に掲げるものとします。

第3節 基本目標

基本理念の実現に向けて、次のとおり基本目標を定めます。

基本目標 “健やかな小国っ子”のための総合的な支援の充実

- (1) すべての子どもが健やかに育つ幼児期の生活環境を維持できるように、質の高い教育・保育の総合的な提供を図ります。
- (2) 保護者が子育ての責任を果たしつつ、ニーズに応じた選択しやすい子育て支援施策の提供を図ります。
- (3) 次代を担う子どもが、心身ともに健やかに生まれ育つために、子どもの成長と発達を総合的に支援することとし、児童虐待への対応や障がい児、ひとり親家庭等への支援体制の充実を図ります。

第4節 計画の位置づけ

この計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づき、教育・保育及び地域子ども子育て支援事業の提供体制の確保内容及び実施時期、業務の円滑な実施に関する内容を定めた「市町村子ども・子育て支援事業計画」です。さらに、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」、放課後児童対策パッケージに基づく「市町村行動計画」としての位置づけも含む計画として策定するものです。

なお、策定にあたっては、「第5次小国町総合計画基本構想・基本計画」を上位計画とし、関連する個別計画と整合性を図り策定します。

第5節 計画期間

計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5カ年とします。

第6節 達成状況の点検及び評価（PDCA）

計画の達成状況等については、教育・保育の提供体制や地域子ども・子育て支援事業等の施策の実績を把握し、子ども・子育て支援施策及び関連施策の動向を踏まえながら、毎年度、計画の点検評価を行い、必要がある場合は計画の見直し等を行います。

第2章 小国町の子育て支援の現状と課題

第1節 子どもたちを取り巻く環境の変化

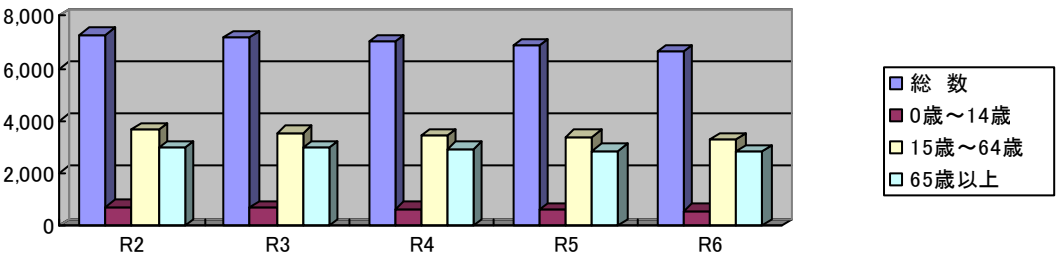
1 人口等の推移と動向

(1)人口の状況

本町の人口の推移をみると、総人口は年々減少し、令和6年3月末で6,624人となり、令和2年から679人減少しています。

また、0～14歳の総人口に占める割合（年少人口比率）は減少しているのに対し、65歳以上の総人口に占める割合（高齢化率）は増加傾向となっており、少子高齢化が進んでいます。

【年齢3区分別人口の推移】



(単位：人、%)

区 分	R2	R3		R4		R5		R6	
		実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	7,303	7,168	△1.9	7,003	△2.4	6,853	△2.2	6,624	△3.5
0 歳～14 歳 (a)	706	681	△3.7	636	△7.1	598	△6.4	562	△6.4
15 歳～64 歳	3,648	3,529	△3.4	3,441	△2.6	3,388	△1.6	3,262	△3.9
65 歳以上 (b)	2,949	2,958	0.3	2,926	△1.1	2,867	△2.1	2,800	△2.4
年少人口比率 ((a) / 総数)	9.7	9.5	△0.2	9.1	△0.4	8.7	△0.4	8.5	△0.2
高齢化率 ((b) / 総数)	40.4	41.3	△0.9	41.8	0.5	41.8	0	42.3	0.5

【資料：住民基本台帳】

(2)世帯の状況

① 世帯数・ひとり親家庭の推移

本町の世帯数は、令和2年の2,949世帯に対して令和6年では2,889世帯と60世帯減少しており、1世帯あたりの人数は、0.19人の減少となっています。

ひとり親家庭数は、令和3年からの3年間は58世帯前後で推移していましたが、令和6年は49世帯と8世帯減少しています。

【世帯数の推移】

(単位：世帯)

区 分		R2	R3	R4	R5	R6
総 数	世帯数	2,949	2,959	2,949	2,951	2,889
	総人口	7,303	7,168	7,003	6,853	6,624
1世帯あたり人員数		2.48	2.42	2.37	2.32	2.29
母子家庭数 (うち若年※1)		43(14)	46(12)	44(11)	44(10)	37(6)
父子家庭数 (うち若年)		11(2)	12(1)	14(2)	13(1)	12(1)
合 計		54(16)	58(13)	58(13))	57(11)	49(7)

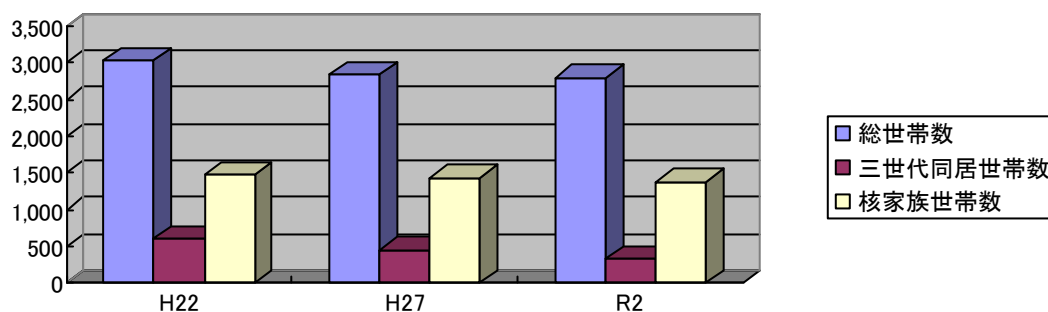
【資料：住民基本台帳、健康福祉課】

※1 若年：子どもの年齢には関係なく、親が35歳以下の母子（父子）家庭をいいます。

② 三世代同居世帯数、核家族世帯数の推移

本町の三世代同居率は、10年間で7.8%減少し、核家族世帯率は0.6%増加しており、核家族化が進行しています。

【三世代同居世帯数、核家族世帯数の推移】



(単位：世帯、%)

区 分	H22	H27	R2
総世帯数	3, 036	2, 845	2, 798
三世帯同居世帯数	607	458	340
三世帯同居率	20.0	16.1	12.1
核家族世帯数	1, 477	1, 434	1, 377
核家族世帯率	48.6	50.4	49.2

【資料：国勢調査(総務省統計局)】

(3)出生の状況

本町の出生数は、平成8年に100人を割って以降年々減少を続けており、令和3年は16人と過去最小の出生数を記録し、翌年の令和4年は30人と増加しました。

また、出生率(※2)は、令和5年度は4.2%で全国平均の6.0%を1.8%下回っています。合計特殊出生率(※3)は、令和5年度には1.63%となり山形県平均を0.41%、全国平均を0.43%上回っています。

【出生数の推移】

(単位：人)

	R1	R2	R3	R4	R5
小 国 町	24	22	16	30	28
置賜管内	1, 144	1, 083	1, 018	973	848
山 形 県	6, 401	6, 217	5, 898	5, 674	5, 151

※暦年での合計出生数(12月末時点)

【資料：保健福祉統計年報】

【出生率(※2)の推移】

(単位：%)

	R1	R2	R3	R4	R5
小 国 町	3.4	3.1	2.3	4.4	4.2
山 形 県	6.0	5.9	5.6	5.5	5.1
全 国	7.0	6.8	6.6	6.3	6.0

※2 出生率：年間出生数/10月1日現在の人口×1,000

【資料：保健福祉統計年報】

【合計特殊出生率(※3)の推移】

(単位：%)

	R1	R2	R3	R4	R5
小 国 町	1.55	1.19	0.93	1.85	1.63
置賜管内	1.40	1.33	1.26	1.25	1.13
山 形 県	1.40	1.37	1.32	1.32	1.22
全 国	1.36	1.33	1.30	1.26	1.20

【資料：保健福祉統計年報】

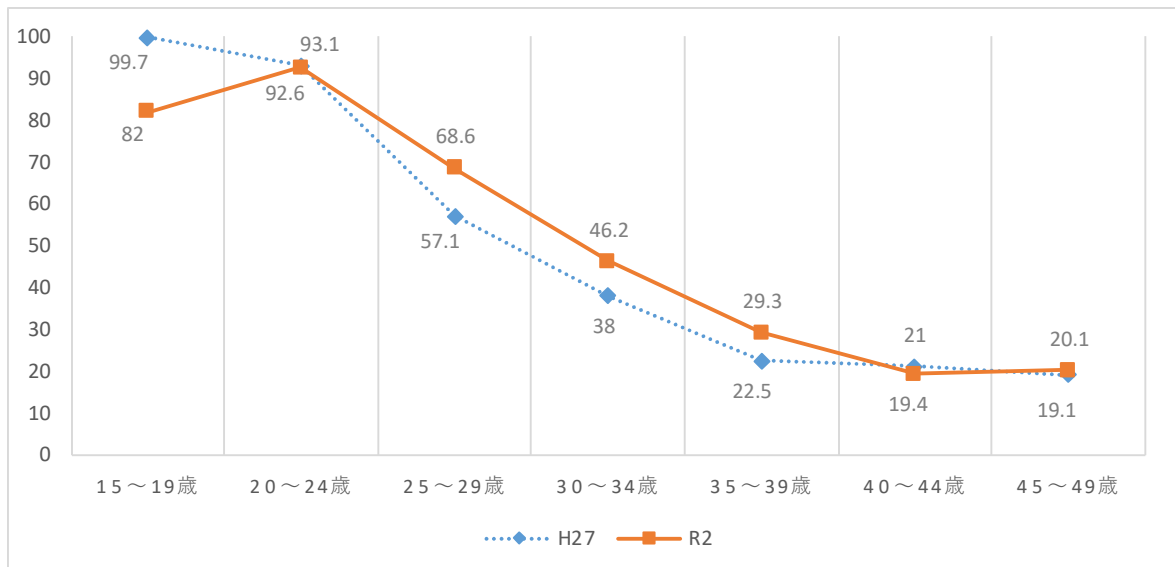
※3 合計特殊出生率：{母の年齢別出生数/年齢別女子人口}15～49歳までの合計

(4)未婚・結婚の状況(年齢別未婚率)

本町の年齢別未婚率の推移をみると、平成 27 年度に比べ令和 2 年で 25 歳以上 40 歳未満の未婚率が上昇していることから、若い世代で未婚化が進行しています。

【年齢別未婚率の推移】

(単位%)



【資料：国勢調査(総務省統計局)】

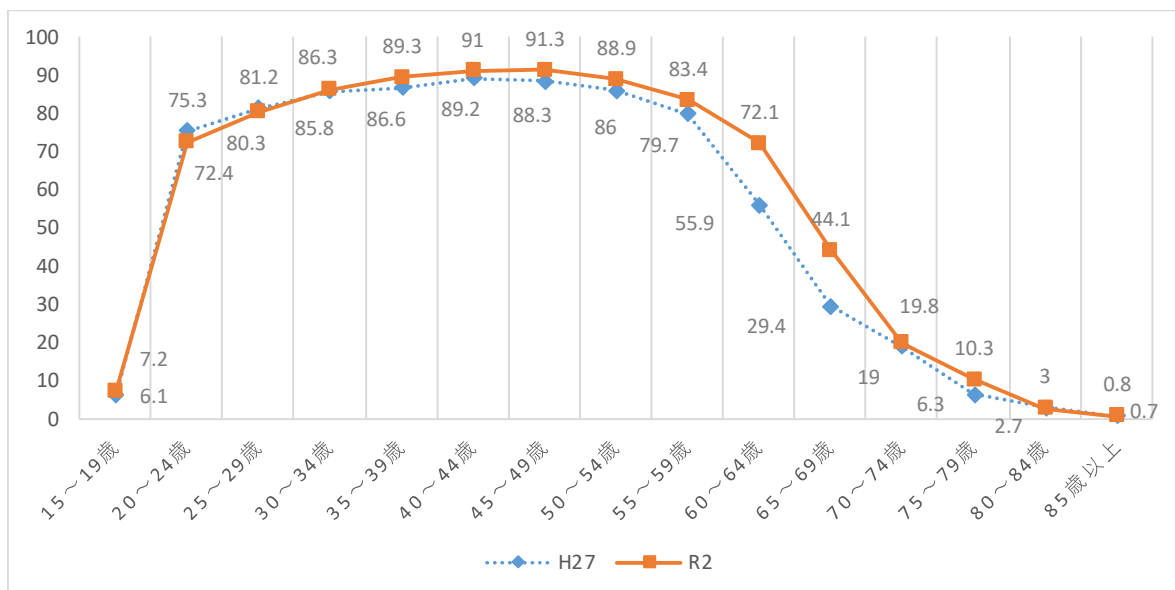
(5)就業の状況

①女性の就業率の推移

本町の女性の年齢別就業率は、平成 27 年度と令和 2 年度を比較すると、20～29 歳の就業率が下がり、30 歳以降の各年代では増加しており、女性の社会参加が進行しています。

【女性の就業率の推移】

(単位%)



【資料：国勢調査(総務省統計局)】

2 第2期計画の実施状況

(1)教育・保育事業の状況

令和4年度をもって公立のおぐに保育園が閉園し、令和5年度からは2園で利用児童の受け入れをしています。

出生数の減少から各園ともに定員の見直しが実施されました。令和5年度、6年度においては定員を超えた利用となっていますが、保育士を適正に配置し、安全基準を満たしたうえで利用児童の受け入れをしています。

【保育施設別入所者数の推移】（各年4月1日現在）

（単位：人）

年 度		H31	R2	R3	R4	R5	R6
就学前児童		231	218	201	170	149	152
保 育 施 設	おぐに保育園	61	64	46	31	—	—
	白百合保育園	58	57	59	66	73	67
	すみれ保育園	83	76	63	53	49	55
	合 計	202	197	168	150	122	122
確保の内容（定員）		246	246	206	186	113	113

※おぐに保育園はR5.3月閉園

白百合保育園はR3.4月から定員80名を60名に減員

すみれ保育園はH30.4月から認定こども園となり、定員が120名から106名に減員、R2.12月に86名、R3.9月に76名、R4.4月に66名、R5.4月に53名に減員

(2)地域子ども・子育て支援事業の状況

① 地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター)

就学前の児童と保護者を対象として各種事業を開催し、親子の交流・子育て相談等を実施する事業です。令和5年7月から白い森ショッピングセンターアスモ内に移転しました。令和2年度、3年度はコロナ禍により、利用者が減少しましたが、健康管理センターを会場にするなど開催方法を工夫して活動しました。

（延べ利用人数）

	R2	R3	R4	R5	R6 見込み
利用者数	626 人	744 人	971 人	1,365 人	1,947 人
実施力所数	1 力所	1 力所	1 力所	1 力所	1 力所
量の見込み	2,200 人				

② 一時預かり事業

保護者の疾病や臨時的、突発的な理由で家庭での保育ができなくなったときに保育所等で一時的に預かる事業です。利用実績は、量の見込みを下回って推移しました。

(延べ利用人数)

	R2	R3	R4	R5	R6 見込み
利用者数	40 人	288 人	234 人	212 人	138 人
量の見込み	300 人				

③ 乳児家庭全戸訪問事業

生後 4 ヶ月までの乳児のいる家庭を保健師が訪問し、母親の育児状況や養育環境の把握等を行い、子育て支援に関する情報提供等を行う事業です。特に、令和 3 年度は出生数が減少したことから、訪問件数が 20 人と量の見込みを大きく下回りました。

(延べ利用人数)

	R2	R3	R4	R5	R6 見込み
訪問家庭数	28 人	20 人	36 人	30 人	28 人
量の見込み	30 人				

④ ファミリー・サポート・センター事業

乳幼児や小学生の保護者を対象として、施設で対応できない臨時的、突発的な保育ニーズに対応する事業です。子育ての支援をしてほしい方(利用会員)と子育ての支援をしたい方(協力会員)、両方を兼ねる方(両方会員)に会員登録いただき相互に援助・利用を行う事業です。

令和 2 年度はコロナ禍により利用実績が減少しましたが、令和 3 年度以降は、量の見込みを上回って推移しました。

(延べ利用日数)

	R2	R3	R4	R5	R6 見込み
利用日数	14 日	227 日	175 日	160 日	195 日
量の見込み	100 日				

⑤ 延長保育事業

通常の開所時間(11 時間)を超えて、さらに延長して保育を行う事業です。

利用実績は量の見込みを上回って推移しました。

(利用者実人数)

	R2	R3	R4	R5	R6 見込み
利用者数	370 人	401 人	342 人	330 人	312 人
量の見込み	300 人				

⑥ 病後児保育事業

児童が発熱などの急な病気になった場合、病院・保育所等に付設された専用スペースにおいて、看護師や保育士が一時的に保育する事業です。利用実績は量の見込みを下回って推移しました。

(延べ利用者数)

	R2	R3	R4	R5	R6 見込み
利用者数	9 人	2 人	13 人	29 人	20 人
量の見込み	30 人				

⑦ 放課後児童健全育成事業

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生児童を対象に、放課後等に適切な遊びや生活の場を与え、児童の健全育成を図る事業です。

利用実績は、低学年は量の見込みを上回って推移し、高学年は量の見込みを下回って推移しました。

【入所児童数の推移】(各年 4 月 1 日)

(単位：人)

	R2	R3	R4	R5	R6
低学年	63 人	59 人	57 人	60 人	66 人
高学年	5 人	8 人	8 人	3 人	10 人
合計	68 人	67 人	65 人	63 人	76 人
量の見込み	低学年	55 人			
	高学年	25 人			
	合計	80 人			

⑧ 妊婦健診事業

母子保健法第 13 条の規定により実施される妊婦健康診査を医療機関に委託して実施する事業です。

受診回数は、量の見込みを上回って推移しました。

(延べ受診回数)

	R2	R3	R4	R5	R6 見込み
受診回数	264 回	212 回	341 回	297 回	278 回
量の見込み	210 回				

3 子ども・子育て支援に関するニーズ調査の結果概要

(1)調査の概要

① 調査の目的

本計画で確保を図る「教育・保育・子育て支援」の「量の見込み」について、子育て家庭等の利用意向等を踏まえて算出するため、「教育・保育・子育て支援」に関する「現在の利用状況」や「今後の利用希望」を把握することを目的に実施しました。

② 調査対象

ア 就学前児童保護者	162人
イ 就学児童（小学校1年生から6年生）保護者	252人

③ 調査期間

令和6年9月26日から令和6年10月15日

④ 調査方法

保育所、小学校を通じて配布・回収

保育所に入所していない児童の保護者については、郵送配布・郵送回収

⑤ 回収結果

調査対象者	対象者数（人）	回収数（人）	回収率（％）
就学前児童保護者	162	136	83.9
就学児童保護者	252	239	94.8

(2)調査結果

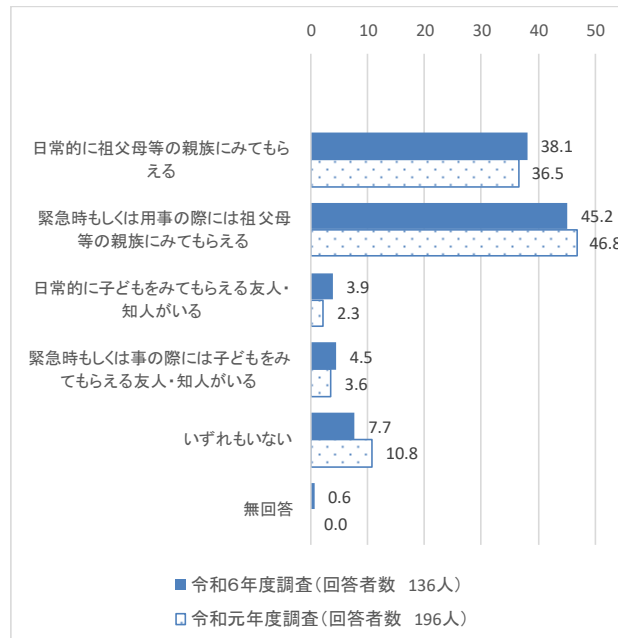
1)子どもと家庭の状況について

① 日常的・緊急時にみてもらえる親族・知人の有無

(%)

「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が45.2%と最も高く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が38.1%となっています。

令和元年度調査と比較すると、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が減少し、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が増加しています。

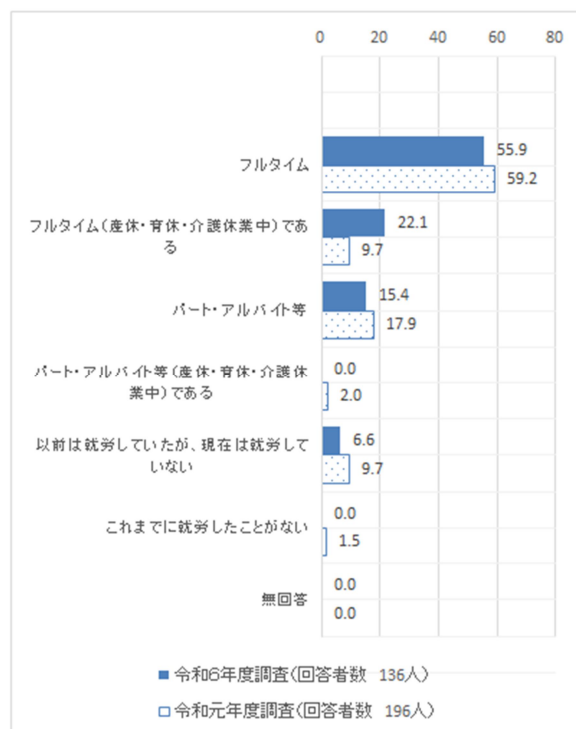


② 母親の就労状況

(%)

「フルタイム」の割合が55.9%と最も高くなっています。

令和元年度調査と比較すると、「フルタイム(産休・育休・介護休業中)である」の割合が増加しています。

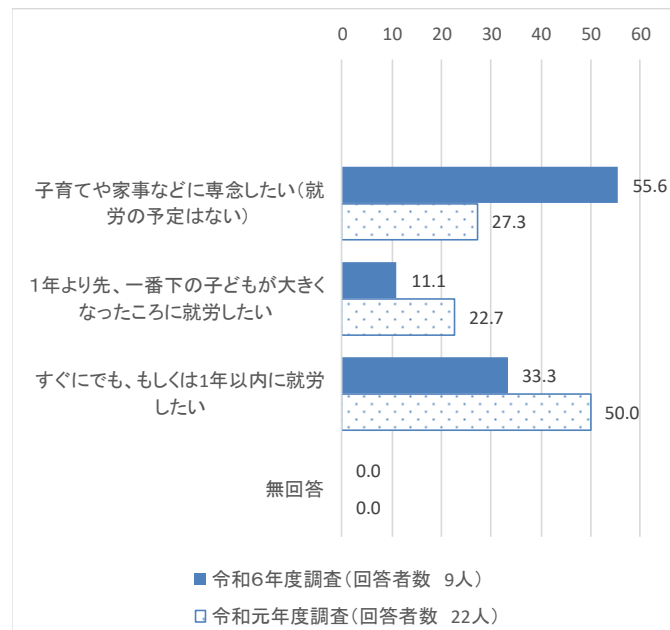


③ 未就労の母親の就労意向

(%)

「子育てや家事などに専念したい（就労の予定はない）」の割合が55.6%と最も高くなっています。

令和元年度調査と比較すると、「1年より先、一番下の子どもが大きくなったところに就労したい」、「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」の割合が減少し、「子育てや家事などに専念したい（就労の予定はない）」の割合が増加しています。



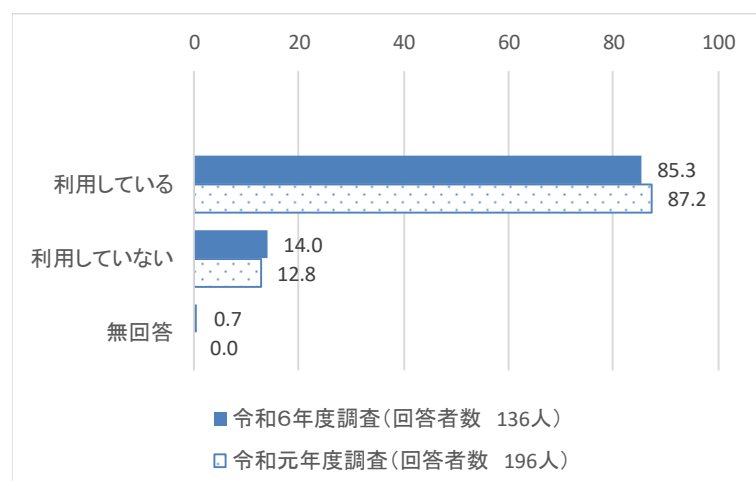
2) 平日の定期的な教育・保育の利用

① 平日の定期的な利用の有無

(%)

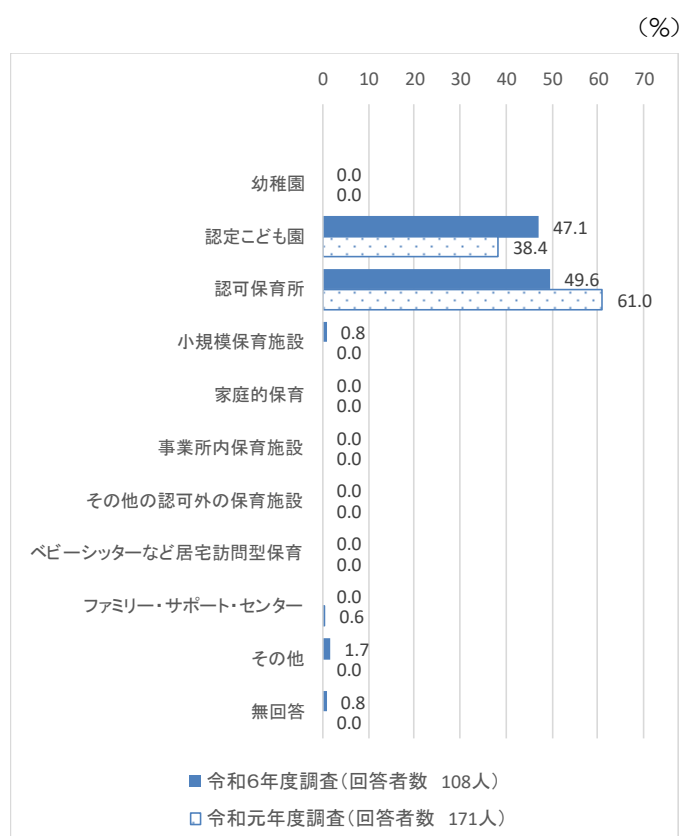
「利用している」の割合が85.3%、「利用していない」の割合が14.0%となっています。

令和元年度調査と比較すると、大きな変化はありません。



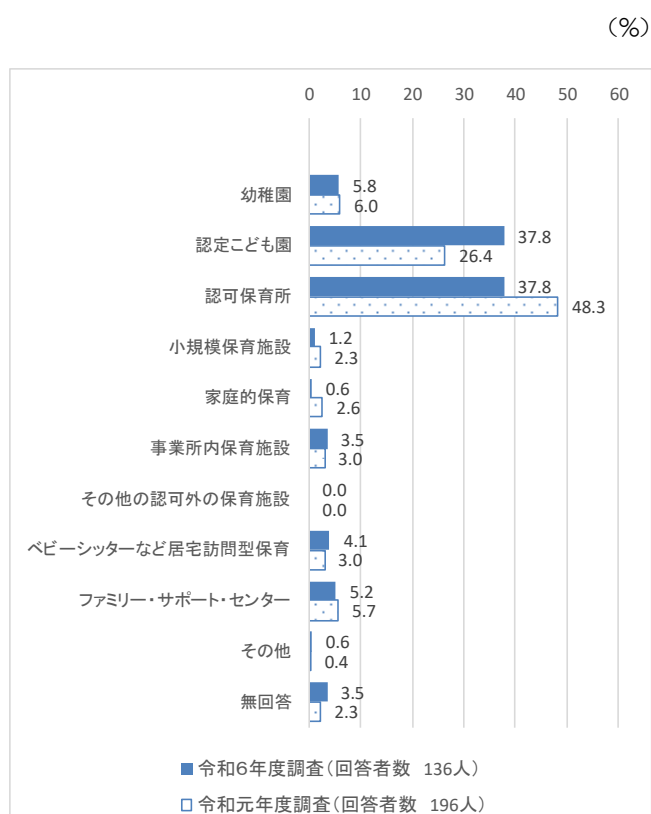
② 平日の定期的にご利用している教育・保育事業

「認可保育所」の割合が49.6%と最も高く、次いで「認定こども園」の割合が47.1となっています。



③ 平日、定期的にご利用したい教育・保育事業

「認定こども園」と「認可保育所」の割合がどちらも37.8%となっています。



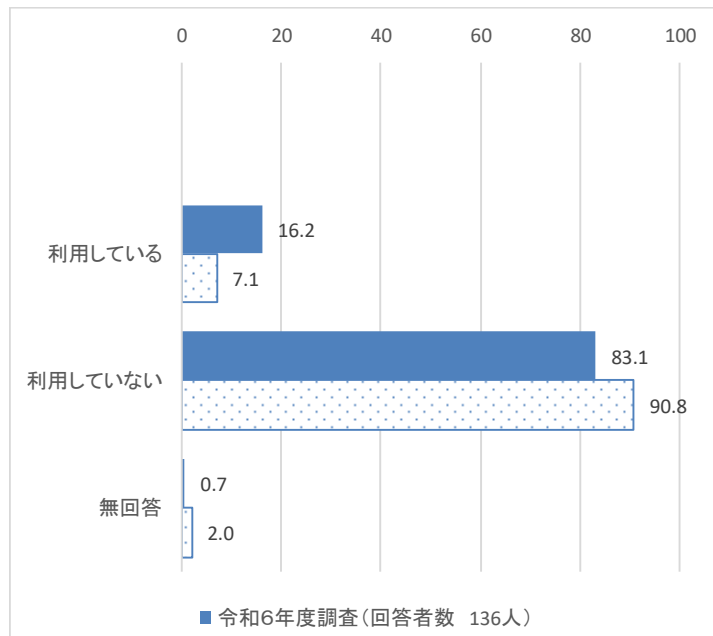
3) 地域の子育て支援事業の利用状況

① 子育て支援センターの利用状況

(%)

「利用していない」の割合が83.1%、「利用している」の割合が16.2%となっています。

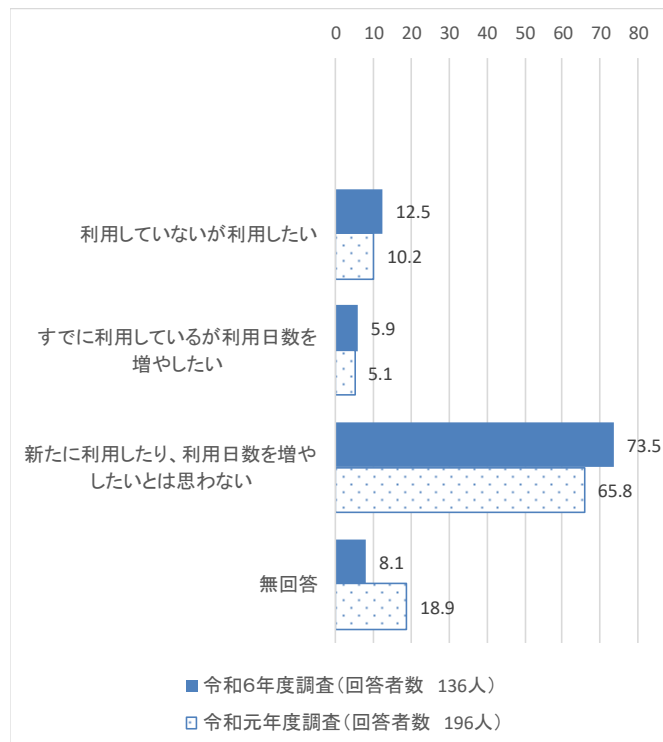
令和元年度調査と比較すると、「利用している」の割合が増加しています。



② 子育て支援センターの利用希望

(%)

「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」の割合が73.5%と最も高くなっています。



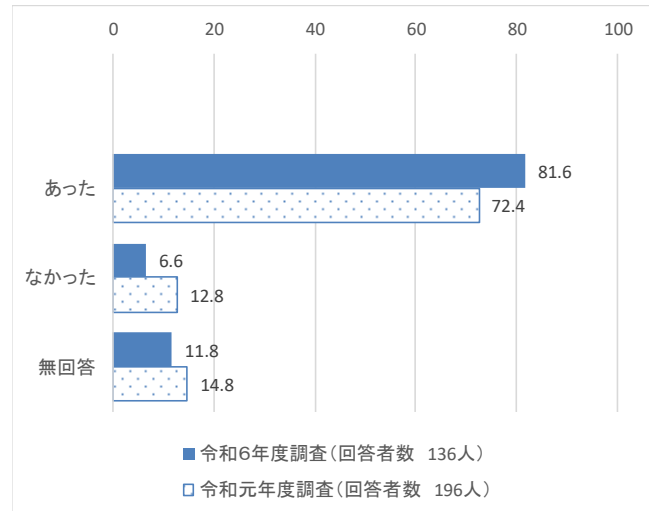
4) 病気の際の対応

① 子どもが病気やケガで保育所等を休んだ経験の有無

(%)

「あった」の割合が81.6%と最も高くなっています。

令和元年度調査より、9.2ポイント増加しています。

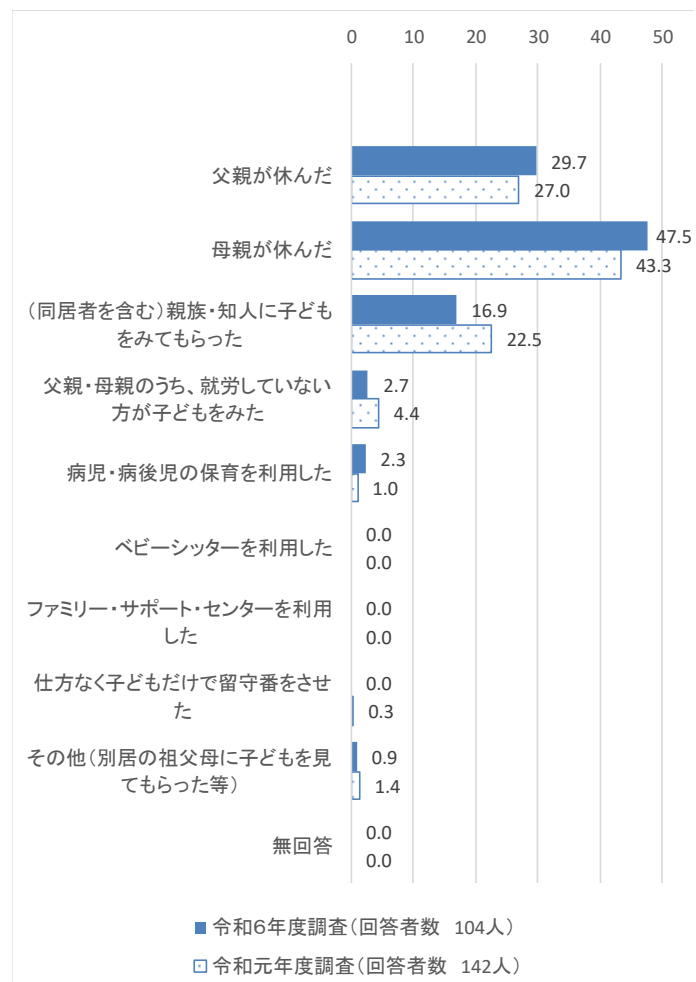


② 保育所等を休んだ場合の対応

(%)

「母親が休んだ」の割合が47.5%と最も高く、次いで「父親が休んだ」の割合が29.7%、「親族・知人に子どもをみてもらった」の割合が16.9%となっています。

令和元年度調査と比較すると、「父親が休んだ」、「母親が休んだ」の割合が増加しています。

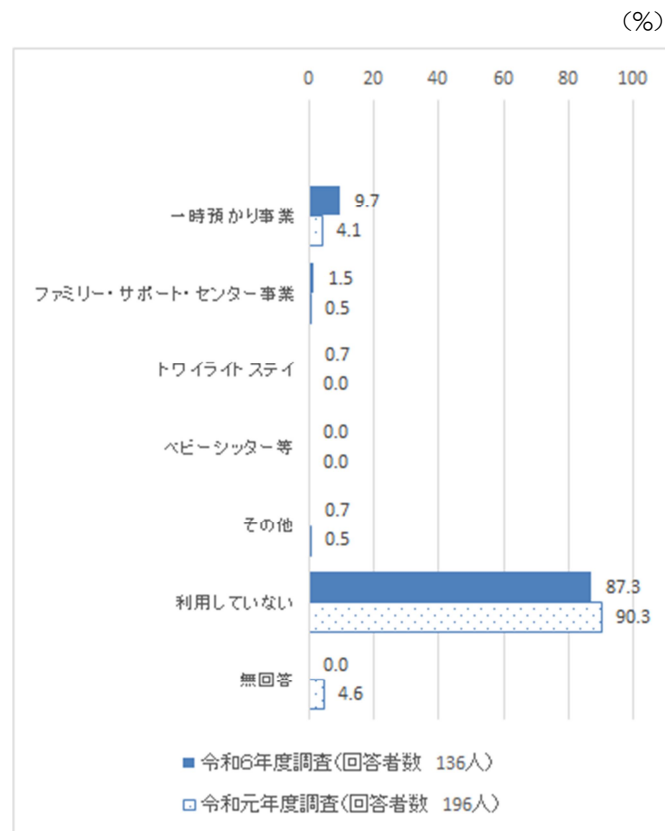


5)一時預かり等の利用状況

① 不定期の教育・保育の利用状況

「利用していない」の割合が87.3%と最も高くなっています。

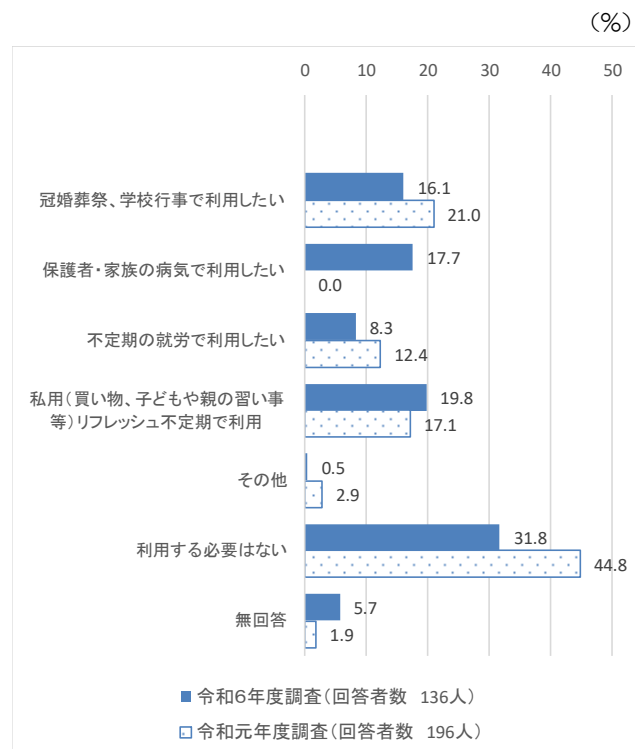
令和元年度調査と比較すると、「一時預かり事業」、「ファミリー・サポート・センター」の割合が増加しています。



② 今後の利用希望

「利用する必要はない」の割合が31.8%と最も高く、次いで「私用(買い物、子どもや親の習い事等(リフレッシュ不定期で利用)」が19.8%、「保護者・家族の病気で利用したい」が17.7%、「冠婚葬祭、学校行事で利用したい」が16.1%、「不定期の就労で利用したい」が8.3%、「その他」が0.5%となっています。

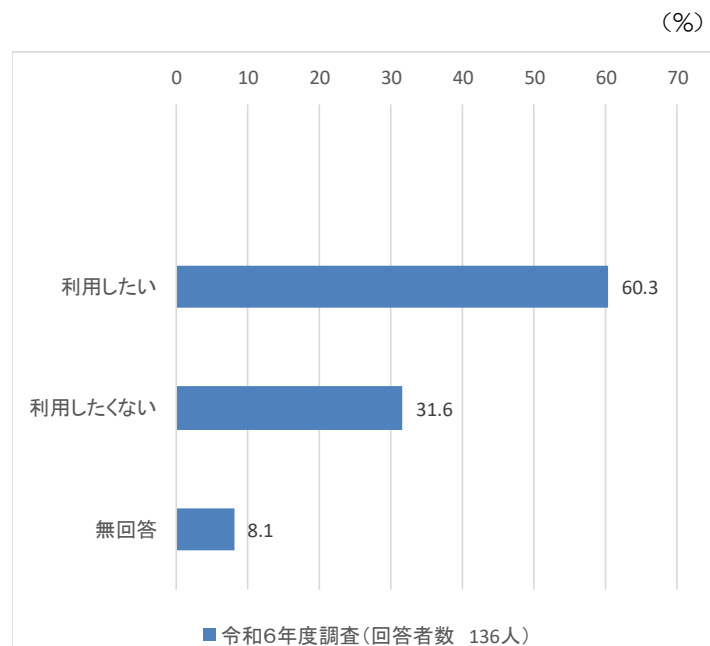
令和元年度調査と比較すると、「利用する必要はない」の割合が大幅に減少し、「保護者・家族の病気で利用したい」、「私用(買い物、子どもや親の習い事等)リフレッシュ不定期で利用」の割合が増加しています。



6)新規制度の利用

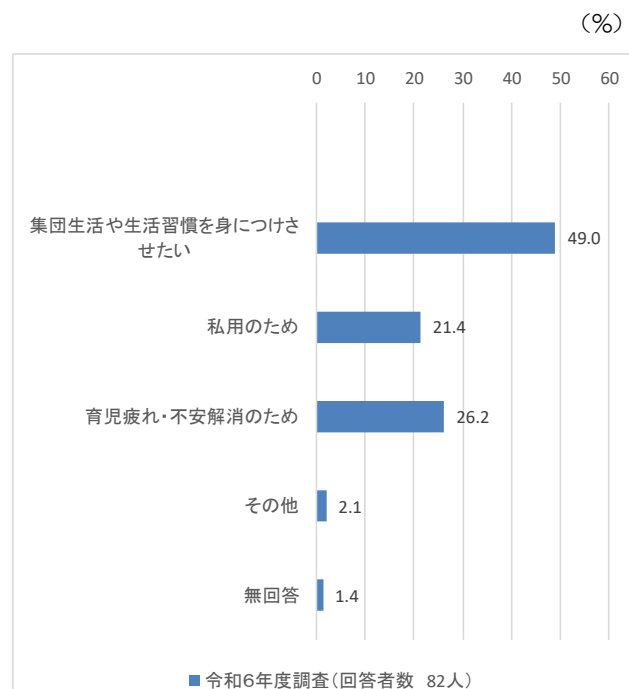
① こども誰でも通園制度の利用希望

「利用したい」の割合が60.3%、「利用したくない」の割合が31.6%となっています。



② こども誰でも通園制度の利用を希望する理由

「集団生活や生活習慣を身につけさせたい」の割合が49.0%と最も高く、次いで「育児疲れ・不安解消のため」の割合が26.2%、「私用のため」の割合が21.4%となっています。



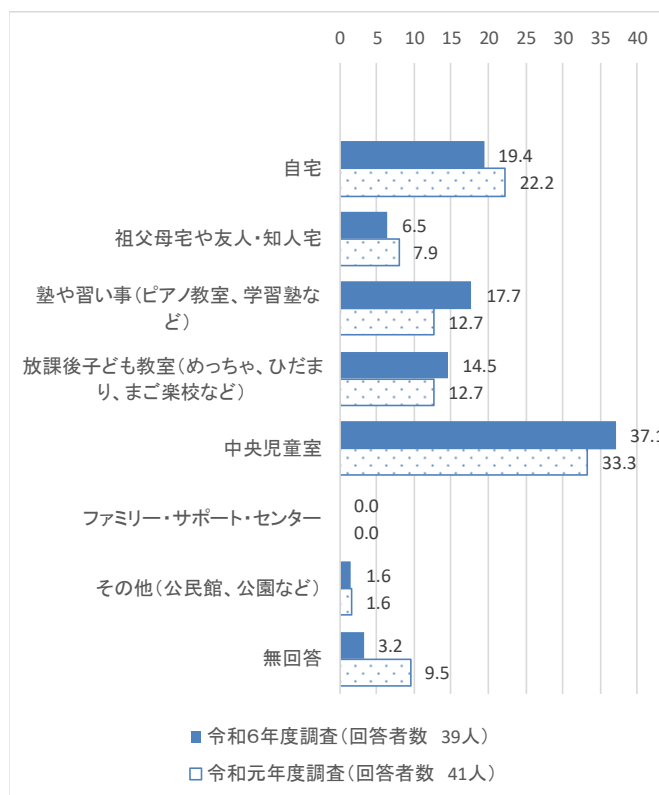
7) 小学校就学後の過ごし方

① 小学校就学後(低学年)の放課後に過ごさせたい場所

(%)

「中央児童室」の割合が37.1%と最も高く、次いで「自宅」の割合が19.4%、「塾や習い事(ピアノ教室、学習塾など)」の割合が17.7%、「放課後子ども教室(めっちゃ、ひだまり、まご楽校など)」の割合が14.5%となっています。

令和元年度調査と比較すると、「自宅」の割合が減少し、「塾や習い事(ピアノ教室、学習塾など)」、「放課後子ども教室(めっちゃ、ひだまり、まご楽校など)」、「中央児童室」の割合が増加しています。

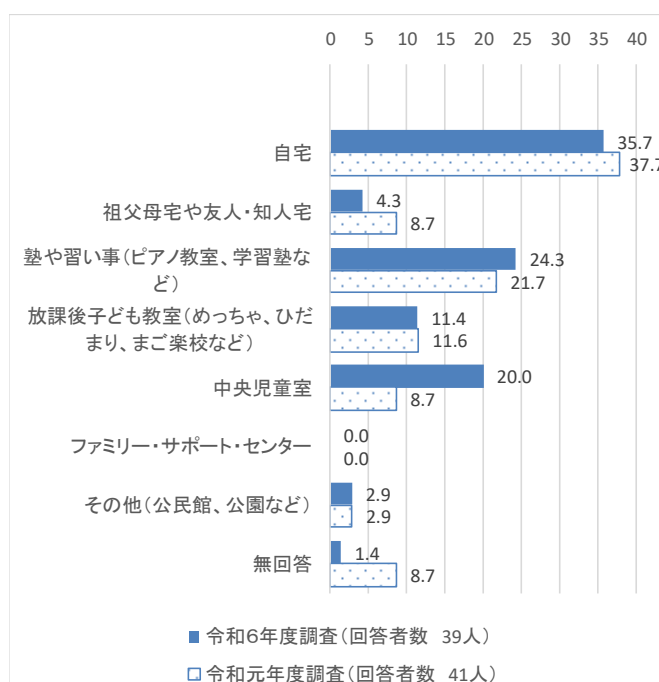


② 小学校就学後(高学年)の放課後に過ごさせたい場所

(%)

「自宅」の割合が35.7%と最も高く、次いで「塾や習い事(ピアノ教室、学習塾など)」の割合が24.3%、「中央児童室」の割合が20.0%となっています。

令和元年度調査と比較すると、「自宅」の割合が減少し、「塾や習い事(ピアノ教室、学習塾など)」、「中央児童室」の割合が増加しています。

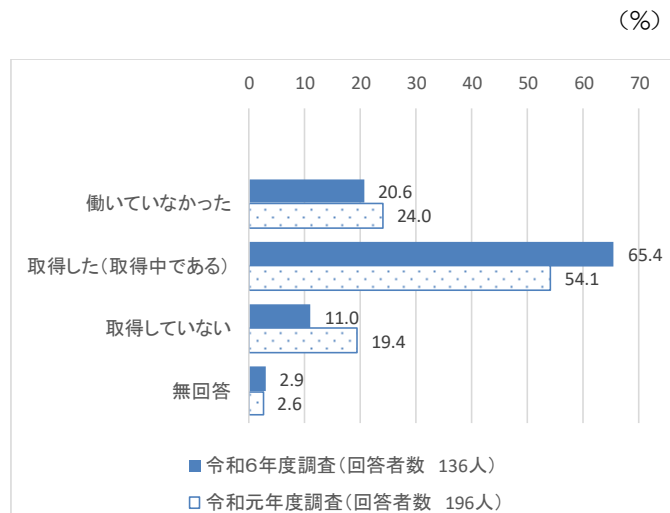


8) 育児休業制度の利用状況

① 母親の育児休業の取得状況

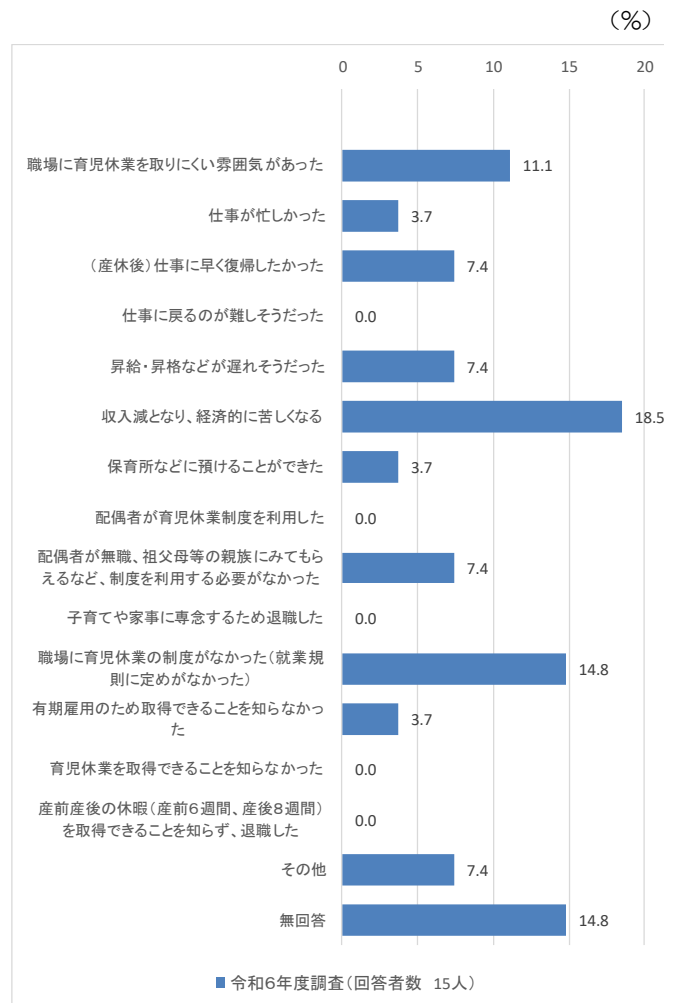
「取得した（取得中である）」の割合が65.4%と最も高くなっています。

令和元年度調査と比較すると、「働いていなかった」、「取得していない」の割合が減少し、「取得した（取得中である）」の割合が増加しています。



② 母親の育児休暇を取得していない理由

「収入減となり、経済的に苦しくなる」の割合が18.5%と最も高く、次いで「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」の割合が14.8%、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」の割合が11.1%となっています。

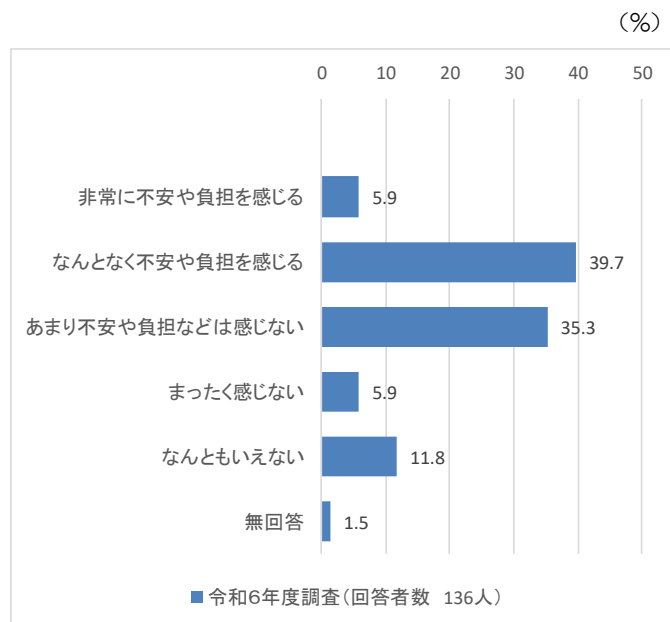


9)子育てに関する悩みや不安

① 子育てについて不安や負担を感じているか

「なんとなく不安や負担を感じる」の割合が39.7%と最も高く、次いで「あまり不安や負担などは感じない」の割合が35.3%、「なんともいえない」の割合が11.8%となっています。

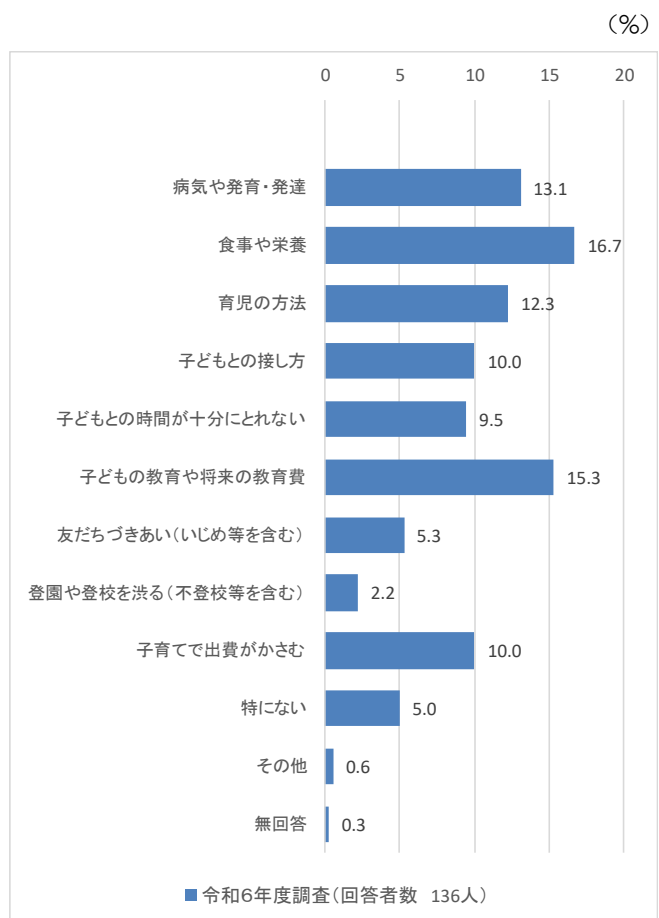
「非常に不安や負担を感じる」と「なんとなく不安や負担を感じる」を合わせた”不安や負担を感じる”の割合は45.6%で、約4割の保護者が不安や負担を感じています。



② 日頃の悩みや負担に感じること

「食事や栄養」の割合が16.7%と最も高く、次いで「子どもの教育や将来の教育費」の割合が15.3%、「病気や発育・発達」の割合が13.1%、「育児の方法」の割合が12.3%となっています。

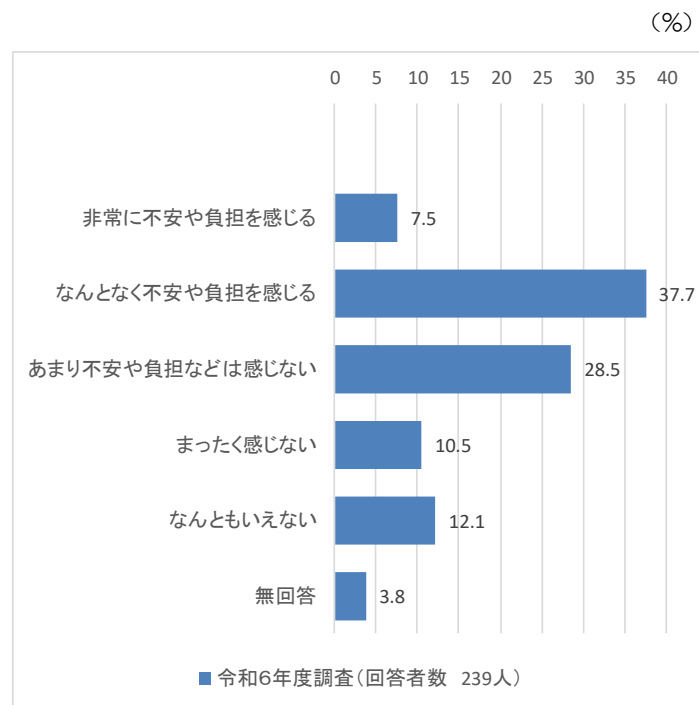
また、「子どもとの接し方」の割合が10.0%となっており、保護者の13人に1人は子どもとの接し方に悩みを抱えています。



③ 子育てについて不安や負担を感じているか(就学児童保護者)

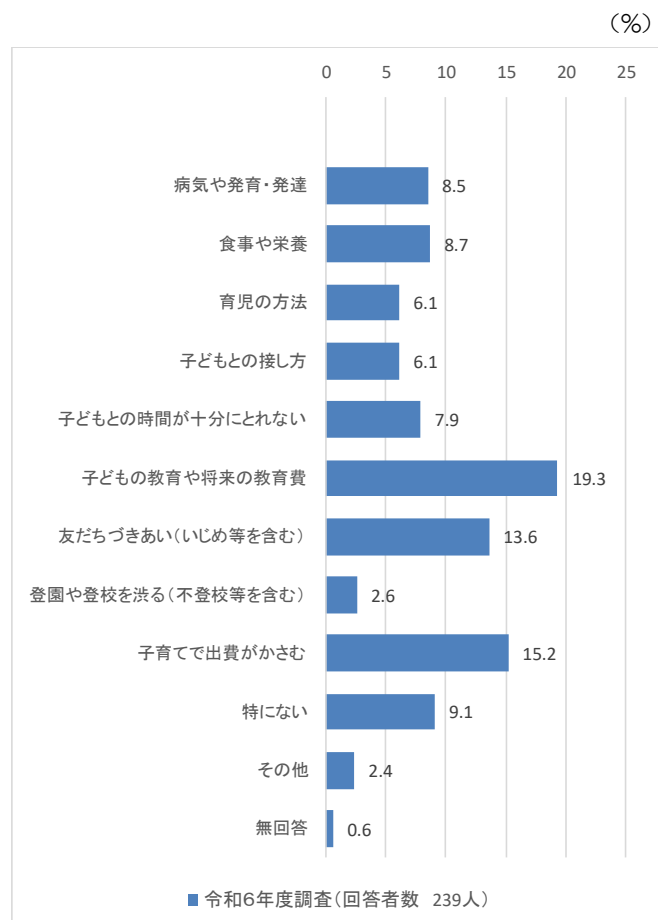
「なんとなく不安や負担を感じる」の割合が37.7%と最も高く、次いで「あまり不安や負担などは感じない」の割合が28.5%、「なんともいえない」の割合が12.1%となっています。

「非常に不安や負担を感じる」と「なんとなく不安や負担を感じる」を合わせた”不安や負担を感じる”の割合は45.2%で、約4割の保護者が不安や負担を感じています。



④ 日頃の悩みや負担に感じること(就学児童保護者)

「子どもの教育や将来の教育費」の割合が19.3%と最も高く、次いで「子育てで出費がかさむ」の割合が15.2%、「友だちづきあい(いじめ等を含む)」の割合が13.6%となっています。

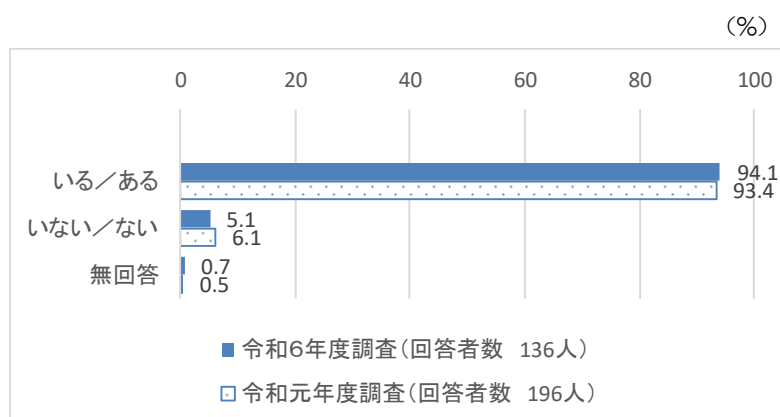


10) 相談の状況

① 気軽に相談できる人の有無

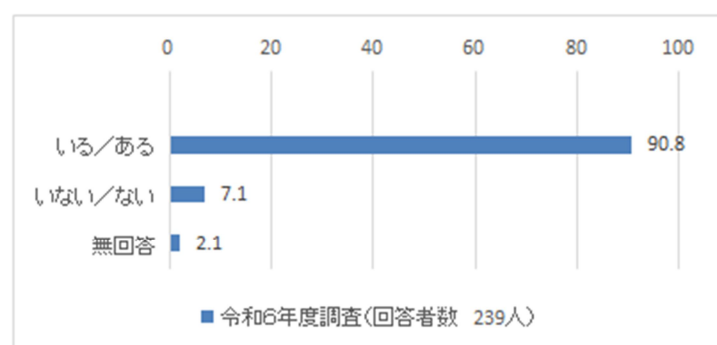
「いる／ある」の割合が94.1%、「いない／ない」の割合が5.1%となっています。

令和元年度調査と比較すると、大きな変化はありません。



② 気軽に相談できる人の有無(就学児童保護者)

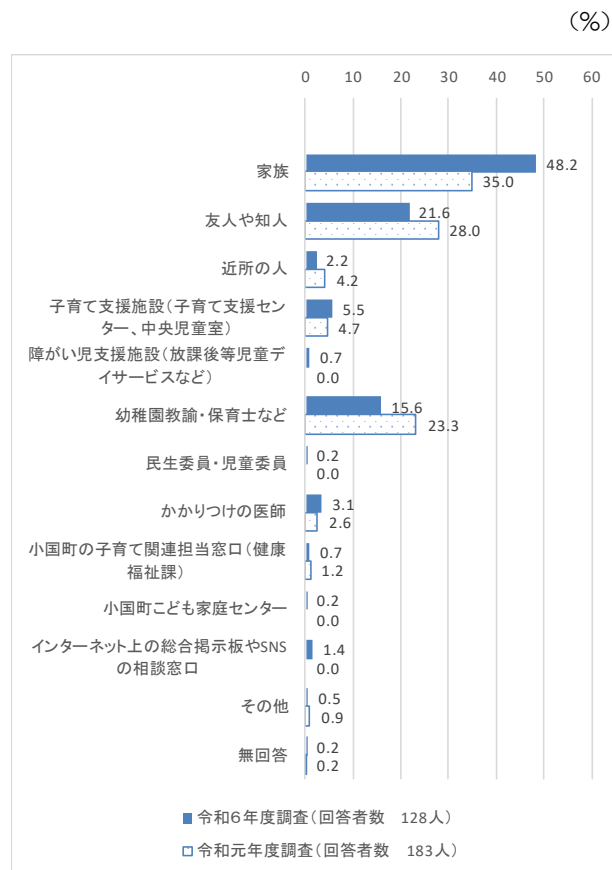
「いる／ある」の割合は90.8%、「いない／ない」の割合は7.1%となっています。



③ 相談先

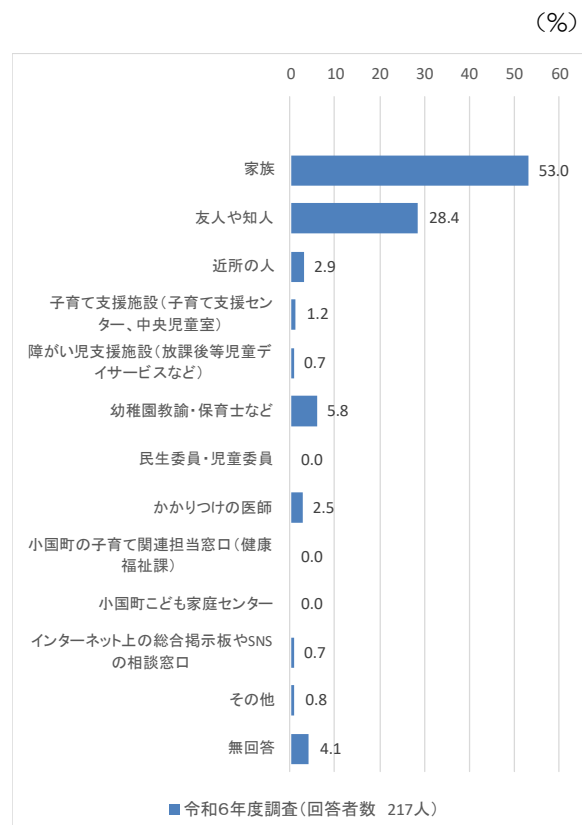
「家族」の割合は48.2%と最も高く、次いで「友人や知人」の割合が21.6%、「幼稚園教諭・保育士など」の割合が15.6%となっています。

令和元年度調査と比較すると、「友人や知人」、「幼稚園教諭・保育士など」の割合が減少し、「家族」の割合が増加しています。



④ 相談先(就学児童保護者)

「家族」の割合が53.0%と最も高く、次いで「友人や知人」の割合が28.4%、「幼稚園教諭・保育士など」の割合が5.8%となっています。



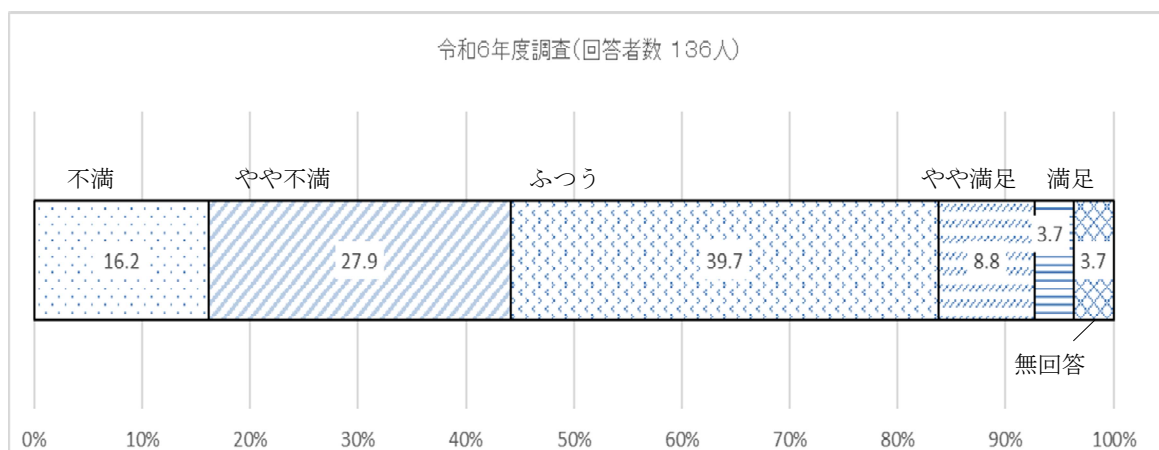
11)子育て全般

① 地域における子育て環境や支援の満足度

「ふつう」の割合が39.7%と最も高く、次いで「やや不満」の割合が27.9%、「不満」の割合が16.2%となっています。

「不満」と「やや不満」を合わせた”不満”の割合が44.1%と「ふつう」より高くなっています。

(%)

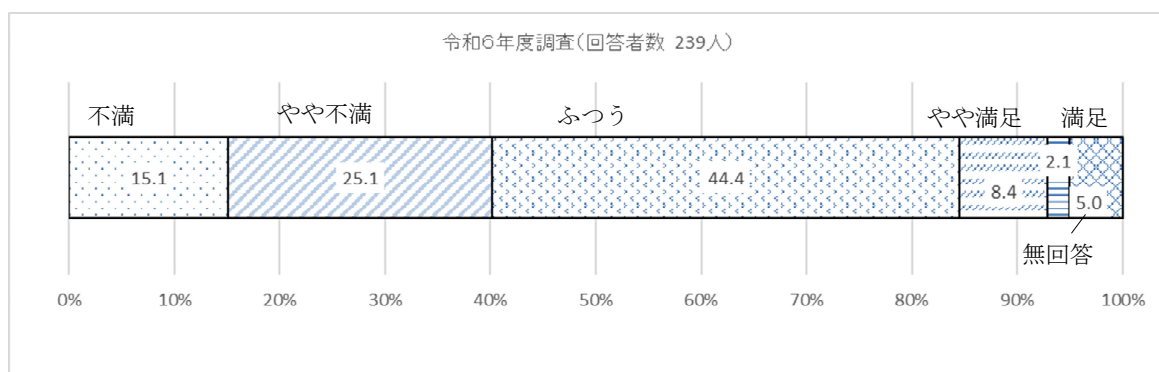


② 地域における子育て環境や支援の満足度(就学児童保護者)

「ふつう」の割合が44.4%と最も高く、次いで「やや不満」の割合が25.1%、「不満」の割合が15.1%となっています。

「不満」と「やや不満」を合わせた”不満”の割合が40.2%と「ふつう」より低くなっています。

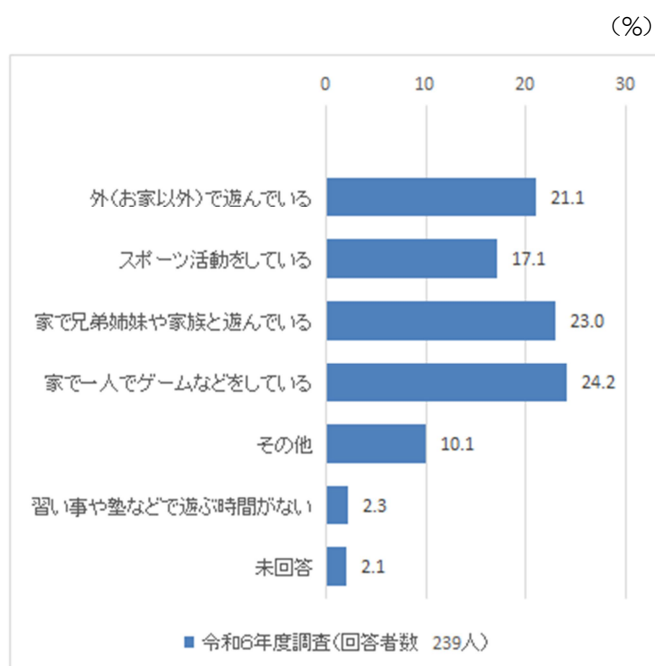
(%)



12)小学生本人に対するアンケート

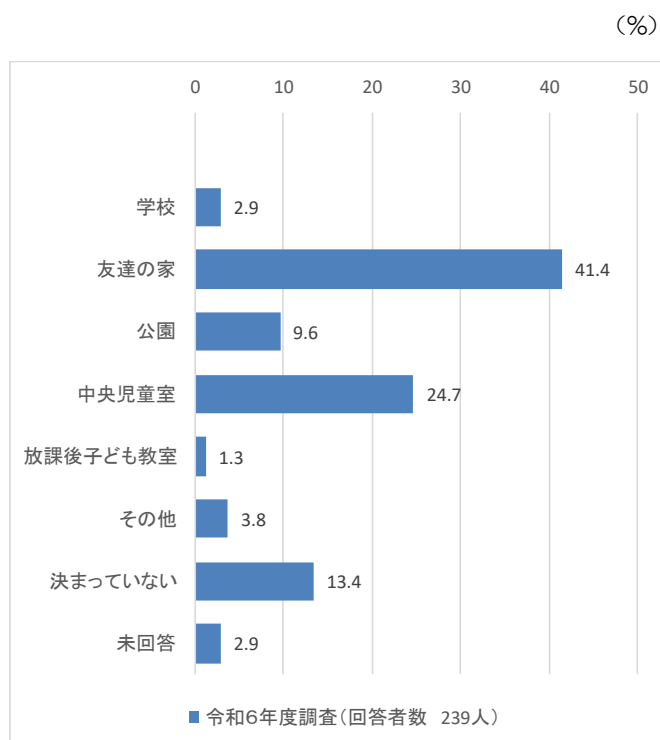
① 放課後何をして過ごしているか

「家で一人でゲームなどを行っている」の割合が24.2%と最も高く、次いで「家で兄弟姉妹や家族と遊んでいる」の割合が23.0%、「外（家以外）で遊んでいる」の割合が21.1%、「スポーツ活動をしている」の割合が17.1%、「習い事や塾などで遊ぶ時間がない」の割合が2.3%、「未回答」の割合が2.1%となっています。



② 家以外で過ごしている場所

「友達の家」の割合が41.4%と最も高く、次いで「中央児童室」の割合が24.7%、「決まっていない」の割合が13.4%となっています。



13)子育て環境や支援に関する自由意見

就学前児童保護者および就学児童保護者からの子育て環境や支援に関する自由意見を分類した結果は下記のとおりです。

分類	主な意見（抜粋・要約）
① 保育サービス等	保育料を無料にしてほしい。
	産後保育や病児保育をつくってほしい。
	病児保育や日曜保育があれば利用したい。
	ショートステイ事業を利用したい。
	病後児保育の予約が取りづらい。特に月曜日の予約を金曜日にすることが困難。土日に子どもが急病になったときに困る。ネット予約ができるとありがたい。
	交流保育を従来よりも増やすなど工夫してほしい。
② 子どもの遊び場	子育て支援センターは平日のため土日でも遊べる施設がほしい。現在は町外に行っているが近くにほしい。
	雨の時や冬期間に室内で遊べる場所がなくて困っている。小さい子どもや小学生くらいまで遊べる屋内遊戯施設をつくってほしい。
	大人も子どもも充実できる室内型の施設がほしい。
	小国町に子ども達が楽しめる公園をつくってほしい。
③ 医療	医療の充実を希望。小国病院小児科の診療時間を午後4時頃まで延長してほしい。
	小国町に医師が常勤している小児科をつくってほしい。
	土日診察してくれるとありがたい。
	託児所（保護者による保育が困難な乳幼児を預かる認可外保育施設）がないのでつくってほしい。
④ その他	子ども食堂や児童室で調理をして食事をするなど、子供たちが食について学びながら食べられる環境がほしい。
	教育や習い事の選択肢が小国町には少なすぎる。町外に行かないと習い事ができないこともあるので、もう少し増やしてほしい。
	スポーツを通して学べることはとても多いと思うので、体力づくりを含めてスポーツにもっと力を入れてほしい。

第2節 子育て支援の現状と課題

(1)教育・保育環境について

公立おぐに保育園は、施設の老朽化や少子化の影響を受け令和5年3月末で閉園となり、現在は、民間立の白百合保育園と認定こども園すみれ保育園の2園で受け入れをしています。が、児童数の減少により待機児童はいません。

ニーズ調査の結果をみると、「平日、定期に利用したい教育・保育事業」として、認定こども園や認可保育所を望む方が多い状況にあります。また、「未就労の母の就労意向」として、現在未就労のうち44.4%が今後の就労の意向を示しており、就労意向は低い傾向にあるものの、女性の就業率は30歳以降の就業率が増加していることなどから、保育を必要とする家庭が増加していくことが予想されます。

保育所等では現在、定員を超えた児童数を受け入れています。が、今後の出生等の状況により、定員の見直しを検討するなど、保育ニーズに対応できるよう適正な受け皿を整備する必要があります。

さらに、保育所等に入所していない子どもへの支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、令和8年度より本格的に実施される「こども誰でも通園制度」では、「乳児等のための支援給付」が創設される見込みであり、民間立保育所等での受入体制の整備が求められています。

(2)地域子ども・子育て支援事業について

核家族世帯の増加や女性の就業率の上昇から、子育て支援事業へのニーズが高まっており、妊娠・出産期からの切れ目ない支援を行うための多様な子育て環境の整備が求められています。

地域子育て支援事業については、ニーズ調査の結果から、「子育て支援センターを利用している人」、「今後利用したい人」の割合が前回調査より増加しています。保育所への入所率が高く、利用する子どもが低年齢化していることから、年齢にあった事業展開やICTを活用した情報発信の整備が求められています。

ファミリー・サポート・センター事業については、令和6年3月末現在19名の会員がいますが、対応可能な子どもの年齢や時間帯など相互の条件が一致しないため、利用に繋がらないケースがあることから、協力会員の拡大が課題となっています。

また、国では、子育てに困難を抱える世帯が顕在化している状況を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のため、支援を要する児童や子育て世帯等に対して、訪問支援等を行う家庭支援事業を創設し、地域子ども・子育て支援事業に位置づけることとしました。本町でも、ニーズを把握するとともに地域資源の掘り起こしや支援体制の整備について検討する必要があります。

(3) 保育の提供及び推進に関する体制の確保について

乳幼児期の教育・保育が生涯の人格形成の基礎を培う重要な時期であることを踏まえ、すべての子どもに質の高い教育・保育を提供するには、保育士等のスキルや専門性の向上が求められています。また、障がいのある子どもや特別な支援を要する子どもについて、子どもの発達状況に応じた適切な教育・保育が提供されるよう、情報交換会や合同研修会を通じ関係機関との連携を強化していく必要があります。

保護者が安心して子どもを預けることができるよう、保育士の資質向上とともに保育士の人材確保が重要です。

(4) 要保護児童等へのきめ細やかな対応について

これまで町では、妊産婦や乳幼児を育てている家庭を支援する「子育て世代包括支援センター」と、虐待や貧困などの問題を抱えた家庭を支援する「子ども家庭総合支援拠点」を設置してきましたが、令和6年4月より2つの機能を一本化し、18歳未満のすべての子どもやその家族、妊産婦の相談支援を行う「こども家庭センター」を設置しました。支援を必要とする妊産婦や子育て家庭が、その家庭が持つ課題や支援内容を本人とともに考え共有するための「サポートプラン」を作成し、効果的な支援をしていく必要があります。

また、発達障がいなどの気になる子どもの早期発見と早期支援・早期療育には、各種健診や保育所、学校等と連携し、専門機関の受診につなげることが重要です。

ニーズ調査の結果から、「子育てに不安や負担を感じている人」が4割以上となっており、安心して子どもを生み育てることができるよう、支援が必要な家庭に対しては、医療・福祉・教育など関係機関が連携し、切れ目ない支援を実施することが重要です。

第3章 親と子のいきいきとした笑顔かがやくまちづくり に向けた施策の推進

第1節 教育・保育提供区域の設定

小国町では、地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件、現在の教育・保育の利用状況や整備状況等を総合的に勘案し、第1期及び第2期計画と同じく、町内全域を1区域として設定します。

第2節 教育・保育の量の見込み、提供体制の確保の内容、実施時期

1 教育・保育の量の見込み

教育・保育施設の利用状況及びニーズ調査により把握した利用希望、計画期間の児童推計等により、教育・保育施設の見込み量と確保の内容を示します。

■子どもの人口推計

今後5年間の人口推計をみると、0～11歳の人口は年々減少していくことが見込まれます。

年齢	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳	28	23	21	20	19	18
1歳	28	29	24	22	21	20
2歳	18	28	30	24	23	21
3歳	29	18	28	29	24	22
4歳	21	30	18	28	29	24
5歳	28	21	30	18	28	29
6歳	31	28	21	29	18	28
7歳	41	30	27	21	28	17
8歳	43	41	30	27	20	28
9歳	42	43	41	30	27	20
10歳	41	42	43	41	30	27
11歳	52	41	42	43	41	30
合計	402	374	355	332	308	284

※住民基本台帳（各年4月1日現在）を基に算出（令和6年度は実績値）

■認定区分について

教育・保育施設等を利用するためには、町から教育・保育給付認定を受ける必要があります。教育・保育給付認定は子どもの年齢と「保育の必要性」の有無により3つに区分され、区分に応じて利用できる施設や事業が異なります。

認定区分	対象年齢	保育の必要性	利用施設
1号認定	3～5歳	保育の必要性なし (教育標準時間認定)	認定こども園・幼稚園
2号認定	3～5歳	保育の必要性あり (保育認定)	認定こども園・保育所
3号認定	0～2歳	保育の必要性あり (保育認定)	認定こども園・保育所 地域型保育事業(※)

※地域型保育事業(家庭的保育事業、小規模保育事業等)は本町にはありません。

【量の見込みと確保の内容、実施時期】

年度	年齢	認定区分	量の見込み ①	確保の内容 ②	過不足 ③(②-①)
令和7年度	3～5歳	1号認定	1	3	2
		2号認定	67	72	5
	0～2歳	3号認定	0歳	11	8
			1歳	23	△4
			2歳	24	△3
			合 計	58	1
令和8年度	3～5歳	1号認定	2	3	1
		2号認定	75	72	△3
	0～2歳	3号認定	0歳	11	7
			1歳	23	4
			2歳	24	△5
			合 計	58	6
令和9年度	3～5歳	1号認定	2	3	1
		2号認定	75	72	△3
	0～2歳	3号認定	0歳	11	7
			1歳	23	5
			2歳	24	3
			合 計	58	15
令和10年度	3～5歳	1号認定	2	3	1
		2号認定	78	72	△6
	0～2歳	3号認定	0歳	11	7
			1歳	23	7
			2歳	24	4
			合 計	58	18
令和11年度	3～5歳	1号認定	2	3	1
		2号認定	72	72	0
	0～2歳	3号認定	0歳	11	7
			1歳	23	7
			2歳	24	6
			合 計	58	20

2 教育・保育サービスの提供体制の確保〔ニーズ調査結果：1)②、2)①～③〕

本町においては、子どもの数が減少していく見込みですが、女性の就業者率が高い水準で推移していることや、今年度実施したニーズ調査から、「母親のパートタイムを含めた就労状況」が93.4%と前回調査より4.6ポイント増加していることから、今後も保育ニーズの増加が見込まれます。

今後については、教育・保育施設において令和7年度からの定員の見直しを検討しており、既存施設2園の利用定員でニーズ量を確保できる見込みとなっていることから、引き続き適正な受入体制の確保を図ります。

第3節 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容、実施時期

「地域子ども・子育て支援事業」は、子ども・子育て支援法第59条により、市町村が地域の実情に応じて子ども・子育て家庭等を対象として実施する事業のことです。

令和4年の児童福祉法改正により、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点支援事業、親子関係形成支援事業が創設され、また、令和6年の子ども・子育て支援法改正により、妊婦等包括相談支援事業、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）、産後ケア事業が新たに創設され地域子ども・子育て支援事業に位置づけられたことから、「量の見込み」や「確保の内容」を定めます。

1 地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター事業)

就学前の児童と保護者を対象として各種事業を開催し、親子の交流の場の提供、子育てに関する相談や援助、情報提供等を行う事業です。令和5年7月から白い森ショッピングセンターアスモ内に移転し活動しています。

【量の見込みと確保内容】		(延べ利用人数)			
	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み①	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
確保の内容②	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
実施箇所数	1	1	1	1	1
②－①	0	0	0	0	0

【確保方策】 【ニーズ調査結果：3）①、②】

子育て世帯では核家族化が進み、子育て等に不安等を抱えている方が多くいます。引き続き、妊娠届出時や転入時などの機会を捉えた事業の周知やICTを活用した情報発信に取り組み、親子が気軽に参加でき、子どもの成長を実感できるような事業の提供に努めます。

また、令和7年度から健康管理センターを会場に毎月第2土曜日を解放し、休日の遊び場を確保するなど子育て支援の充実を図ります。

2 一時預かり事業

保護者の疾病や臨時的、突発的理由で家庭での保育ができなくなったときに保育所等で一時的に預かる事業です。

【量の見込みと確保内容】		(延べ利用人数)			
	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み①	150	150	150	140	140
確保の内容②	200	200	200	200	200
②－①	50	50	50	60	60

【確保方策】 【ニーズ調査結果：５）①、②】

白百合保育園、認定こども園すみれ保育園で実施しています。各園では、一時預かりを担当する専任保育士を配置し、安心して利用できる体制を整えています。引き続き、事業の実施を継続するほか、利用者の様々なニーズに対応し、柔軟な受け入れに取り組みます。

3 乳児家庭全戸訪問事業

生後４ヶ月までの乳児のいる家庭を保健師が訪問し、母親の育児状況や養育環境の把握等を行い、子育て支援に関する情報提供等を行う事業です。

【量の見込みと確保内容】

(年間訪問件数)

	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み①	26	24	23	22	21
確保の内容②	30	30	30	30	30
②－①	4	6	7	8	9

【確保方策】

対象となる全家庭に対して実施し、訪問時の様子とともに、産後うつアンケートの結果から、専門家による更なる支援及び適切な子育てのため定期的な支援が必要な家庭には、養育支援訪問事業につなげていきます。

4 養育支援訪問事業その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業

乳児家庭全戸訪問事業の実施結果や要保護児童等を有する世帯の中から、養育支援が特に必要であると判断した家庭に対して、計画的に訪問し、養育に関する助言や指導・相談を行う事業です。

【量の見込みと確保内容】

(延べ利用人数)

	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み①	3	3	3	3	3
確保の内容②	3	3	3	3	3
②－①	0	0	0	0	0

【確保方策】

支援が必要な家庭に対して、保健師等が訪問や電話による相談支援を実施し、保護者の育児不安の解消や負担を軽減するとともに、虐待発生の未然防止につなげていきます。また、要保護児童等への支援については、要保護児童対策地域協議会において関係機関と情報共有し連携して対応します。

5 ファミリー・サポート・センター事業

乳幼児や小学生の保護者を対象として、施設で対応できない臨時的・突発的な保育ニーズに対応する事業です。子育ての支援をしてほしい方（利用会員）と子育ての支援をしたい方（協力会員）、両方を兼ねる方（両方会員）に会員登録いただき、相互に援助・利用を行います。

【量の見込みと確保内容】

（延べ利用日数）

	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み①	200	100	60	60	60
確保の内容②	200	150	100	100	100
②－①	0	50	40	40	40

【確保方策】 〔ニーズ調査結果：5）①、②〕

登校時や児童室への送迎、土日に施設で対応できない突発的な用事が発生した時などに利用されています。冠婚葬祭への出席や保護者のリフレッシュのための利用も可能であり、必要な時に子育てのサポートが受けられるよう、事業の周知に努めるとともに、協力会員の募集を図り提供体制を確保します。

6 延長保育事業

通常の開所時間（11 時間）を超えて、さらに延長して保育を行う事業です。

【量の見込みと確保内容】

（利用者実人数）

	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み①	330	320	320	300	300
確保の内容②	350	350	350	350	350
②－①	20	30	30	50	50

【確保方策】 〔ニーズ調査結果：1）②〕

2 園では 1 時間の延長保育を実施しています。ニーズ調査では、母親のパートタイムを含めた就労状況が 93.4%で、1 日あたり 8 時間以上の就労している方が 70%を占めており、今後も利用者の増加が見込まれることから、引き続き事業の実施を継続するほか、利用者の様々なニーズに対応し、柔軟な受け入れに取り組みます。

7 病後児保育事業

児童が発熱などの急な病気になった場合、病院・保育所等に付設された専用スペースにおいて、看護師や保育士が一時的に保育する事業です。

【量の見込みと確保内容】

(延べ利用人数)

	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み①	30	30	30	30	30
確保の内容②	30	30	30	30	30
②－①	0	0	0	0	0

【確保方策】 〔ニーズ調査結果：4) ①、②〕

令和4年度から対象年齢（小学校3年生まで）と、住所要件（保護者が町内の事業所等に勤務している児童を対象）を拡充し利便性の向上に努めています。ニーズ調査では、子どもが病気やケガで保育所等を休んだ場合、保護者が休んで対応した割合が77.2%と高くなっており、今後も、保護者が必要な時に子育てのサポートが受けられるよう、事業の周知に努めるとともに、受入体制の充実を図ります。また、利用時の事前予約については、令和6年度から運用を開始した「おぐに子育てアプリ おぐにこ」などを活用したネット予約を検討します。

8 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生児童を対象に、放課後等に適切な遊びや生活の場を与え、児童の健全育成を図る事業です。

【量の見込みと確保内容】

(各年4月1日)

(人)

	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み①	70	55	50	40	45
1年生	20	15	20	15	20
2年生	20	15	10	15	10
3年生	15	15	10	5	10
4年生	10	10	10	5	5
5年生	4	0	0	0	0
6年生	1	0	0	0	0
確保の内容②	80	80	80	80	80
②－①	10	25	30	40	35

【確保方策】 【ニーズ調査結果：7）①、②】

放課後児童クラブ（中央児童室）は、町内に1カ所あり、全小学校の児童が対象です。ニーズ調査から低学年の利用希望は37.1%、高学年の利用希望は20%で前回調査と比較してどちらも高くなっています。児童数の減少が見込まれるため、量の見込みには定員80名で十分対応できることから、継続して実施するほか、利用者の様々なニーズに対応し柔軟な受け入れに取り組めます。

【放課後児童対策パッケージにおける計画に盛り込むべき事項】

(1) 放課後児童クラブの年度ごとの量の見込み及び目標整備量

中央児童室は、町内の全小学校の児童を対象に開設しており継続して設置運営していきます。

(カ所数、定員)

	R7	R8	R9	R10	R11 (目標)
放課後児童クラブ (カ所数、定員)	1カ所 定員80名	1カ所 定員80名	1カ所 定員80名	1カ所 定員80名	1カ所 定員80名

(2) 放課後子ども教室の年度ごとの実施計画

現在、町内にある小学校2校ではすでに放課後子ども教室が実施され、地域の方々やボランティアの協力を得ながら、プログラムに基づいた活動を展開しています。

(カ所数)

	R7	R8	R9	R10	R11 (目標)
放課後子ども教室	2カ所	2カ所	2カ所	2カ所	2カ所

(3) 連携型及び校内交流型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の目標事業量

中央児童室は小国小学校内に設置されており、小国小学校で実施している放課後子ども教室「めっちゃ」と校内交流型で実施しています。

「連携型」：放課後児童クラブ及び放課後子ども教室が連携して、共働き家庭等の児童を含めたすべての児童が放課後子ども教室の活動プログラムに参加し、交流できるもの

「校内交流型」：「連携型」のうち、同一小学校内等で放課後児童クラブ及び放課後子ども教室を実施しているもの

(力所数)

	R7	R8	R9	R10	R11 (目標)
連携型	—	—	—	—	—
校内交流型	1	1	1	1	1

(4) 連携型、校内交流型の推進に関する具体的な方策

小国小学校の放課後子ども教室のプログラムは、教育委員会の放課後子ども教室コーディネーターが作成しています。校内交流型のメリットを活かし、企画立案の段階から、放課後児童クラブの支援員と、放課後子ども教室のコーディネーターが連携しながら取り組むことができるように協議の場を確保していきます。

(5) 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室への学校施設の活用に関する具体的な方策

児童数は減少傾向にあり、子どもの安全・安心な居場所や活動場所の確保は見込むことができますが、より一層子どもの心と体の健全育成を図ることを目的に、放課後の見守り活動の内容を充実させていくため、「白い森子ども応援隊」の支援を得ながら、学校体育館や次期総合センターを含めた教育施設を有効的に活用していきます。

(6) 放課後児童対策に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携方策

総合的な放課後児童対策について、引き続き教育部局と福祉部局の連携を密にしながら事業を推進していきます。

(7) 特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策

保護者と連絡を密にして、安心して過ごすことができるように適切に対応していきます。

9 妊婦健診事業

母子保健法第 13 条の規定により実施される妊婦健康診査を医療機関に委託して実施する事業です。

【量の見込みと確保内容】

(延べ受診回数)

	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み①	300	290	290	280	280
確保の内容②	300	300	300	300	300
②－①	0	10	10	20	20

【確保方策】

母子健康手帳交付時に妊婦健診受診券を 14 回分交付しています。今後もすべての妊婦が適切な時期に必要な検査を受けられるよう健診の受診を奨励します。

10 利用者支援事業

子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保険・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行う事業です。

【量の見込みと確保内容】

(力所数)

	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み①	1	1	1	1	1
確保の内容② こども家庭センター型	1	1	1	1	1
②－①	0	0	0	0	0

【確保方策】 〔ニーズ調査結果：9) ①～④、10) ①～④〕

令和6年度から、母子保健機能と児童福祉機能を有した小国町こども家庭センターを開設し、すべての妊産婦、子育て家庭、子どもへ一体的に相談支援を行っています。ニーズ調査では約4割の方が子育ての不安や負担を感じており、「気軽に相談できる人がいない」と回答した方が5.1%と孤独感を持った方がいることから、引き続き、妊娠・出産・子育てに関する必要な情報を提供し、電話・面接・訪問により相談に応じ、個別のニーズに応じた適切なサービスを利用できるよう相談支援を行います。

11 子育て短期支援事業(ショートステイ等)

保護者が疾病・疲労など身体上・精神上の理由により、家庭での養育が一時的に困難となった場合に、児童養護施設等において一定期間、養育・保護を行う事業です。

支援を必要とする児童がいた場合に相談支援を行うとともに、必要に応じて適切な支援機関へつなぐこととします。

12 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、保育所等に対して支払うべき日用品、文房具その他の保育に必要な物品の購入費用や行事参加費用、子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園の副食材料費用を助成する事業です。本町では、現在実施していませんが、必要に応じて検討していきます。

13 多様な事業者の参入促進事業

教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業への新規参入事業者に対する相談・助言等巡回支援を行う事業です。参入を希望する事業者があった場合に検討します。

14 子育て世帯訪問支援事業(家庭支援事業)

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える、特に支援が必要な子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を対象に、訪問支援員が居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等を支援し養育環境を整える事業です。

【量の見込みと確保内容】

(延べ利用人数)

	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み①	0	12	12	12	12
確保の内容②	0	12	12	12	12
②－①	0	0	0	0	0

【確保方策】 [ニーズ調査：9) ①～④、10) ①～④]

ニーズ調査では約4割の方が子育ての不安や負担を感じており、「気軽に相談できる人がいない」と回答した方が5.1%と孤独感を持った方がいることから、こども家庭センター等を中心に支援が必要な世帯等を把握するとともに、事業の実施に向け、事業内容や委託先の確保などを検討していきます。

15 児童育成支援拠点事業(家庭支援事業)

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や食事の提供、学習のサポート、課外活動の提供等を行う事業です。

支援を必要とする児童がいた場合に相談支援を行うとともに、必要に応じて適切な支援機関へつなぐこととします。

16 親子関係形成支援事業(家庭支援事業)

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えた保護者に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けることで、健全な親子関係の形成に向けた支援を行う事業です。

支援を必要とする家庭があった場合に相談支援を行うとともに、必要に応じて適切な支援機関につなぐこととします。

17 妊婦等包括相談支援事業

妊婦・その配偶者等に対して、面談等により妊婦の心身の状況や生活環境の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報提供や相談等を行う事業です。

【量の見込みと確保内容】

(延べ実施回数)

	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み①	60	60	60	60	60
確保の内容②	60	60	60	60	60
②－①	0	0	0	0	0

【確保方策】

これまでも伴走型相談支援として実施してきた出産・育児等の見通しを立てるための面談等に加え、継続した母子保健や子育てに関する情報発信を実施しています。引き続き、妊娠期から子育て期まで切れ目ない支援を推進します。

18 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

月一定時間までの利用可能枠の中で、保護者が就労していない場合でも保育所や認定こども園などに時間単位で預けられる制度です。対象は、生後6ヶ月以上満3歳未満の未入园児です。

【量の見込みと確保内容】

(延べ利用人数)

	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み①	0	2	2	4	4
確保の内容②	0	2	2	4	4
②－①	0	0	0	0	0

【確保方策】 [ニーズ調査結果：6) ①、②]

令和7年度は地域子ども・子育て支援事業に位置づけられ、令和8年度からは、新たな給付制度として全自治体で実施することとされています。ニーズ調査から、「集団生活や生活習慣を身につけさせたい」、「育児疲れ・不安解消のため」等の理由から、「利用したい」が60.3%と高い回答結果でありました。本町においても、町内の保育施設等で受入をするため、実施に向けた検討を進め受け入れ体制を整備します。

19 産後ケア事業

産後に家族等から十分な家事や育児などの支援が受けられず、心身の不調や育児不安のある方等に対して、助産師等の専門職が支援を行う事業です。

一定期間、医療機関又は助産所において宿泊及び通所により、又は助産師等の訪問により、授乳指導や育児相談等のサポートを行います。

(1) 短期入所（ショートステイ）型

【量の見込みと確保内容】

(延べ利用人数)

	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み①	1	1	1	1	1
確保の内容②	1	1	1	1	1
②－①	0	0	0	0	0

(2) 居宅訪問（アウトリーチ）型

【量の見込みと確保内容】

(延べ利用人数)

	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み①	2	2	2	2	2
確保の内容②	2	2	2	2	2
②－①	0	0	0	0	0

【確保方策】

令和4年度から実施している助産師等の訪問による産後ケアに加え、令和7年度より短期入所（ショートステイ）型の実施を検討します。産後ケアを必要とする母子とその家族が健やかな育児ができるよう支援を継続します。

第4節 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保

1 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割と取り組み

幼児期の教育・保育は、子どもの人格を形成するうえで基礎となる重要なものです。すべての子どもの健やかな育ちと家庭を支えるため、発達段階に応じた質の高い教育・保育を提供するよう務めます。

また、地域子ども・子育て支援事業については、子どもや家庭の状況に応じ、妊娠・出産期から切れ目ない支援が受けられるよう、ニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援を充実させるよう努めていきます。

2 保育士等の資質向上、人材確保に関する対策

保育現場では、幼児期にふさわしい生活や遊びを提供するため、各年齢や発達に合わせた保育内容を構成しています。各園において、食育・アレルギー対応研修、障がい児保育研修などの専門研修やスキルアップ研修、管内保育士との合同研修会、公開保育などを行い、保育及び幼児教育の資質向上を図ります。

また、保育士の人材確保については、国や県で実施する「保育補助者雇上強化事業」や「保育所等におけるICT化推進等事業」などの施策を活用するなど、人材確保に取り組んでいきます。

3 教育・保育施設と小学校との円滑な接続(保小連携)の推進

本町では、教育・保育施設から高校までの連続性・系統性・互恵性を重視した「白い森おぐに保小中高一貫教育」を推進しています。

幼児教育・保育と学校教育との円滑な接続を図るため、学校見学会や交流会、学校教諭による出前授業などを実施しています。また、就学を見据え保育士と学校教諭との情報交換会を通じ情報共有や相互理解などに取り組んでいます。

引き続き、小学校と連携した取り組みを実施するとともに、子どもの育ちの連続性を確保するため、教育・保育施設と小学校、中央児童室において、個人情報に配慮しながら、子ども一人ひとりの発達の過程や健康の状況などの情報共有を図ります。

第5節 要保護児童等へのきめ細やかな対応の推進

1 障がい児など特別な支援が必要な子どもに対する施策の充実

(1) 早期発見・相談の充実

発育・発達の確認や健康の障がいとなる要因の早期発見については、「乳児健診事業」、「1歳6か月児、2歳児歯科検診、3歳児検診事業」、「保育所訪問」等において所見の有無を確認し、医師や保健師、保育士より、保護者へ子どもの様子を伝えることにより専門機関の受診につながることから、今後も当該事業を継続していきます。

また、令和6年4月に設置した「小国町こども家庭センター」を中心として、すべての子どもとその家族、妊産婦等を対象に、相談や訪問体制を整えきめ細やかな支援に努めます。

(2) 児童虐待防止対策の充実

町が設置している「要保護児童対策地域協議会」は、児童虐待防止対策を講じていくうえで中核的な役割を担っている組織です。

児童虐待の背景は多岐にわたっているため、福祉関係者のみならず、児童相談所、医療、保健、教育、警察など関係機関や民生委員児童委員等と情報共有・連携を図り、虐待防止対策を推進し、適切な支援につなげていきます。

2 ひとり親家庭等に対する支援の充実

本町のひとり親家庭数は年々減少傾向にあります。ひとり親が、仕事と子育てを両立しながら経済的に自立するとともに、子どもが心身健やかに成長できるよう、自立に必要な情報提供、相談支援等の支援を充実します。また、町の単独事業である、小国町母子家庭等修学費給付事業を継続し、ひとり親家庭の経済的負担軽減を図ります。

■策定の経過

期 日	内 容
令和 6 年 8 月 23 日	第 1 回計画策定委員会及び策定主任者合同会議 ・策定要領、ニーズ調査について
9 月 19 日	第 1 回子ども・子育て支援推進委員会 ・策定要領、ニーズ調査について
9 月 26 日 ～10 月 15 日	子ども・子育て支援に関するニーズ調査 対象:就学前児童保護者 162 人 就学児童(小学 1～6 年生)保護者 252 人
10 月 21 日 ～12 月 20 日	ニーズ調査集計作業
令和 7 年 1 月 9 日 ～1 月 10 日	関係団体からの聞き取り調査 対象:保育所等 2 園、中央児童室
1 月 29 日	第 2 回計画策定主任者会議 ・計画(案)について
1 月 30 日	第 2 回子ども・子育て支援推進委員会 ・計画(案)について
2 月 12 日	第 2 回計画策定委員会 ・計画(案)について
2 月 21 日 ～3 月 5 日	市町村子ども・子育て支援事業計画の策定協議 (子ども・子育て支援法第 61 条第 9 項の規定に基づく県協議)
2 月 21 日 ～3 月 7 日	パブリックコメント

第3期小国町子ども・子育て支援事業計画策定委員会等名簿

1. 策定委員会

職 名	所 属	氏 名
委員長	副町長	阿 部 英 明
委 員	会計管理者兼税務課長	佐 藤 重 美
	総務企画課長	佐 藤 友 春
	町民課長	瀬 齊 知 倫
	産業振興課長	磯 部 俊 二
	白い森ブランド戦略主幹	青 木 伸 幸
	農林振興課長	伊 藤 哲 史
	地域整備課長	伊 藤 鉄 哉
	建設管理主幹	渡 部 由 美
	教育振興課長	小 野 正 晴
	議会事務局長	益 田 則 幸
	町立病院事務長	中津川 典 広
	介護老人保健施設事務長	塚 原 鉄 也

2. 策定主任者会議

職 名	所 属	氏 名
委 員	総務企画課財政担当係長	仁 科 駿 平
	総務企画課政策企画担当主査	横 山 真由美
	町民課国保医療担当係長	青 木 真由美
	産業振興課商工労働政策担当主査	蛭 谷 マキ子
	地域整備課住宅公園担当係長	羽 田 伸 美
	教育振興課学校教育担当係長	佐 藤 正 樹
	町立病院総務係長	木 村 綾

3. 事務局

	職 名	氏 名
事務局長	健康福祉課長	舟 山 真 次
事務局員	福祉政策主幹	佐 藤 ひとみ
	主査	梅 津 里 美
	福祉担当係長	今 博 貴
	地域保健担当主査	井 上 ひとみ
	福祉推進指導員	原 田 千鶴子